

5月

● 2013

中大法曹

Chuudai Housou

NO.26



中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に日映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや風は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいやく

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさはらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

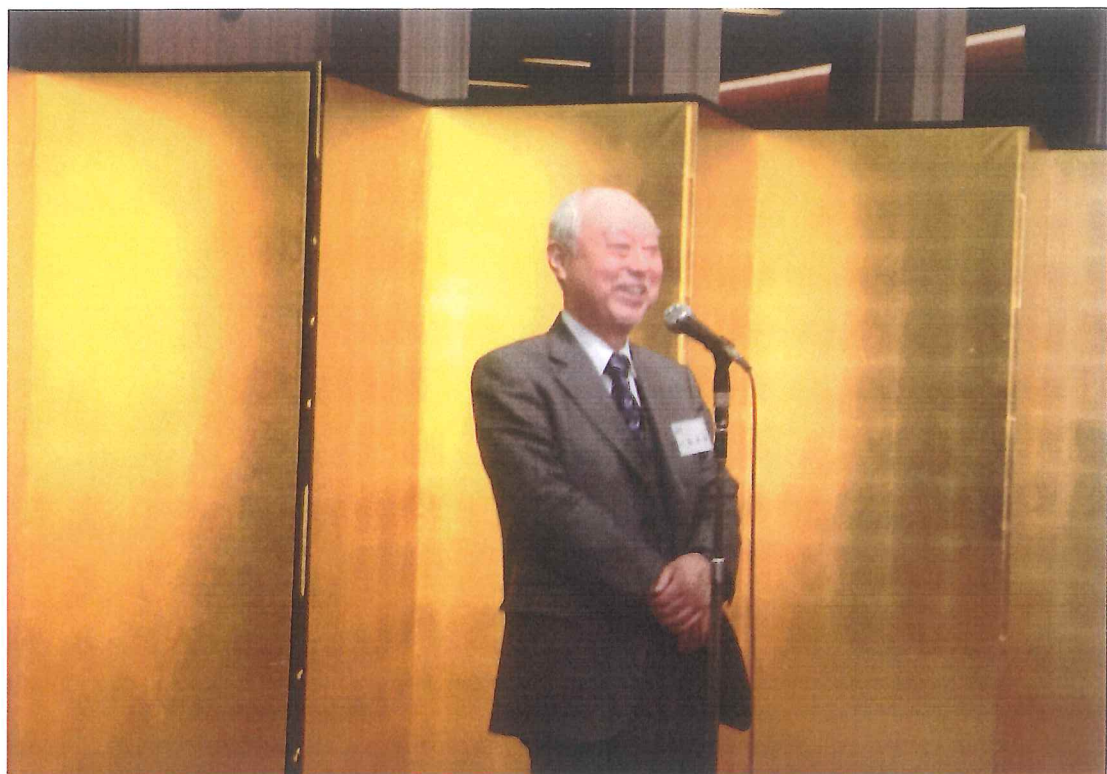
いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

常任幹事会・幹事会、新年、新入会員歓迎懇親会
平成25年1月18日 於 東京會館



坂巻國男幹事長挨拶



大高満範中央大学評議員会議長挨拶



懇親会風景 新入会員たち



懇親会風景



懇親会風景



懇親会風景

中央大学法曹会賞授与式
平成25年3月15日



坂巻幹事長より法曹会賞授与



CONTENTS 目次

中 大 法 曹

NO

26

巻頭言 賢明な再出発を願って

中央大学法曹会幹事長 坂巻 國男

中央大学法科大学院の現状と課題
志高く社会に飛び立つ中大学生へ
役員に選任されて

中央大学大学院法務研究科長 椎橋 隆幸 4
日本弁護士連合会会長 山岸 憲司 8
中央大学理事 金澤 恭男 10

ようこそ法曹会へ

これまでの出会いへの感謝と今後の目標
ロースクール制度の課題
弁護士になる「まで」と「これから」

東京弁護士会（新65期） 石垣 祐一 12
東京弁護士会（新65期） 我妻 耕平 14
東京弁護士会（新65期） 日向寺 司 16

若手弁護士の就職と独立

地方都市での独立開業と今後の展望

茨城県弁護士会 福嶋 正洋 18

トピックス

中央大学法科大学院合格者数1位に返り咲く！
—平成24年度司法試験の結果について
ホームカミングデーに参加して
法曹演習を担当して

事務局次長 中井 淳 20
事務局次長 松田 啓 26

委員会活動報告

人事委員会活動報告
法職教育検討委員会活動報告
大学問題委員会活動報告
機構改革実行委員会活動報告
進路指導対策委員会活動報告
関係諸団体交流委員会活動報告
若手会員活動委員会活動報告
広報委員会活動報告

人事委員会委員長 千葉 昭雄 30
法職教育検討委員会委員長 宮崎万壽夫 31
大学問題委員会委員長 石渡 光一 32
機構改革実行委員長 山岸 憲司 37
進路指導対策委員会委員長 若江 健雄 38
関係諸団体交流委員会委員長 大谷 隼夫 39
若手会員活動委員会委員長 土井 隆 41
広報委員会委員長 嘉本 益巳 42

平成23・24年度事業報告

中央大学法曹会事務局長 石田 茂 44

資料

中央大学学生会会則 49
中央大学法曹会会則 52
中央大学法曹会各委員会規則 59
中央大学法曹会執行部名簿（平成23・24年度） 65
中央大学法曹会役員名簿（平成23・24年度） 65
中央大学法曹会各種委員会名簿（平成23・24年度） 68

編集後記

中央大学法曹会広報委員長 嘉本 益巳

卷

頭

言

賢明な再出発を願って

中央大学法曹会幹事長 坂巻 國男



一昨年の5月に中央大学法曹会の幹事長に就任しましたが、その当時は、その年の3月11日に東日本大震災、東京電力福島原発事故が発生し、正に未曾有の被害が発生し、その復旧、復興がまだ緒につかないような状況であり、中央大学法曹会としても、腹を据えて会務の執行に取り組まなければならないと決意してから、早、2年が経ち、幹事長を退任する時期になりましたが、振り返ってみれば、この2年間は大変な時期でありました。

当会は、昭和26年6月4日に、従前の南甲法曹会が新たに中央大学法曹会として再出発し、平成23年に創立60周年を迎えることになり、その記念式典はどうすべきか検討した結果、このような社会情勢であるからこそ、過去、現在、未来を見据えた記念式典を開催すべきであると決断し、会員の皆様からの物心両面に亘る多大なご支援を頂き、平成23年11月21日に盛大裡に中央大学法曹会創立60周年記念式典が開催できましたことにつきましても、会報「中大法曹」の臨時増刊号No25号において既にご報告申し上げた通りであり、改めて、ここに、深甚なる感謝の意を表したいと思えます。

創立60周年記念式典もつつがなく開催でき、一息入れていた矢先に、中央大学全体を揺るがす大事件が発生し、その対応に追われることになるとは、全く、夢にも思いませんでした。平成24年9月になり、その年の2月に実施された中央大学横浜山手中学校の入試に理事長が関与していたとして、これが不正入試にあたるとして、総長の指示により中学校長が合格取消処分をしたとのことであり、この一連に絡む事態に対する対応として、学校法人中央大学の理事会が、事実の解明と関係者の責任問題と再発防止策につき第三者委員会を設置し、その調査、検討、報告を委嘱したとのことで、同委員会から報告書が提出されましたが、その取扱いおよび関係者の責任の問い方等につき理事会で議論が紛糾したとのことで、前記第三者委員会の報告書が新聞社にリークされるという事態が発生し、長い伝統と歴史のある中央大学に多大な影響を及ぼし、現在時点でも、未だ終息ができていないという状態であり、甚だ憂慮すべきことであります。

学校法人中央大学においては、従前から、組織面、財政面での問題、学部改革の問題、都心復帰の問題等々、早急に解決しなければならない事項が山積しており、それらに適切に対処するためには、時代の流れを見ながら、大所・高所の見地にたち、私利私欲を排し、果敢に決断し、実行しなければならないのに、中央大学では遅々として進んでい

ないのが実情であります。そこで、当会では、大学問題委員会において、中央大学が抱える組織上、財政上の諸課題および中央大学法学部が抱える諸課題につき、鋭意、検討してきましたが、その根底にあるのは、中央大学に対する危機感でありましたが、残念ながら、中央大学の現場には、その危機感がないか、あるいは、薄れているのではないかとのことです。中央大学は、社会からの期待に的確に対応しているといえるのか、それに対する危機感はあるのか、問われていると思います。自分達の立場のみを主張するようでは、およそ、改革など、ほど遠いのではないのでしょうか。

教職員、卒業生、および、中央大学を取り巻く全員が心を一つにして、中央大学は何のための存在であるのか、そのためには何をすべきかを念頭において再出発する必要があると思います。

これからでも遅くはないと思います。ただ、残された時間は短いと思いますので、一日も早く再出発されることを強く望みます。「オール中央」で賢明な再出発をしようではありませんか。

ところで、既にご案内の通り、当会は、母校中央大学の興隆、司法の発展、法曹の向上、法学の進歩および会員相互の親睦を図る活動を続けてきましたが、その活動を盤石なものにするためには、当会の足腰を鍛える必要があります。そのためには、ベテランと若手との有機的な融合が不可欠であり、若手が積極的に会活動に参加する機会を作ることです。その意味で、関係諸団体交流委員会と若手活動委員会が主体となり、若手が興味を持てる企画を立案し、実行してきました。特に、若手会員と他士業との交流会は大変有意義であったと思われます。又、当会は、学会の有力支部であり、その力を遺憾なく発揮すべきであり、そのためには、南甲倶楽部、国会白門会、体育会など友会と緊密に意見交換をしながら、中央大学がどうあるべきかにつき意見の相異を乗り越えて協働していく必要があります。今後も積極的に協力し合っていくべきであると考えます。

平成24年度の司法試験の合格者数は、全国トップに返り咲きました。これは、大学関係者のご努力もさることながら、それをバックアップした当会の実務家教員の働きも大きいものがあると考えます。又、中央大学法曹会奨学金も、受験生にとってはいい意味での刺激にもなっていますが、奨学金は給付制のため、その基金は年々減少してきますので、多くの会員の皆様からのご寄付をお願いしたいと思います。又、司法研修所の修了生の就職問題も過酷なところがありますので、会員皆様のご尽力をお願いしたいと思います。

かように、当会は、大きな問題から現実的な問題に至るまで幅広い活動を続けておりますので、会員皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

2年間というのは、短いようであり、又、長いようでもありましたが、2年間、本当にありがとうございました。心より、お礼を申し上げます。

中央大学法科大学院の現状と課題



中央大学大学院法務研究科長

▶ 権橋 隆幸

1 法科大学院をめぐる状況

2004年4月法曹養成制度の中核的機関として創設された法科大学院は今年(2013年)4月に10年目に入った。政府は、「法の支配」が社会の隅々にまで行き渡る社会、国民が法的サービスを容易に受けられる社会を実現する担い手である法曹として、2010年頃までには司法試験の合格者を年間3000人程度に増やし、司法試験の合格率を7～8割程度とする目標を掲げた。しかし、法科大学院修了者の最初の司法試験(2006年)の合格率は48.3%であったが、その後合格率は低下し続け、2009年から2012年までの合格率は20%台に止まっている。合格率が低迷している理由は、法科大学院が多数創設されたため(74校、1学年の総定員数は5765人)、その修了者に与えられる司法試験の受験資格を得た者も多数輩出されたにもかかわらず、合格者は2000名程度に落ち着いているためである。合格者が2000名程度であることは法曹としての質を低下させないためだと説明されている。他方、2000名の合格者数は多過ぎるので、1500名以下にすべきとの見解も日弁連を中心に有力に主張されている。司法試験に合格して弁護士資格を取得しても就職できない者も少なくなく、実際、そのため弁護士登録を見送る人も昨年12月に司法修習を終えた人の26%にのぼるとい

う。法科大学院の学費は高く、修了後に受ける司法試験の合格率は低く、首尾よく合格しても就職難という現実があり、さらに、弁護士の平均収入も減少している。このような実情をみているためか法曹に対する魅力が低下し、その結果、法科大学院への志願者は制度開始時の4分の1まで激減した。多数の法科大学院の創設→司法試験の合格率の低下→法曹志望者の激減→法曹

の質の低下のおそれ。現在、法曹養成のプロセスはこのような負のスパイラルに陥っているかのようである。

2 関係機関の動向

このような事態に対して、法科大学院、文部科学省、法務省、日本弁護士連合会、認証評価機関そして政府などは様々な改善の努力を重ねてきている。各機関の諸活動を詳述することは紙幅の関係で控えざるをえないが法科大学院との関係で重要と思われるいくつかの点について述べてみたい。

多数の法科大学院の創設の結果、教育水準に大きなばらつきが生じた。法科大学院修了者の司法試験合格率に大きな差が生まれ、合格率の高い法科大学院と合格率の1割ないし2割未満の法科大学院という二極化が進み、固定化しつつある。文科省はこの事態の解決へ向けて、2009年4月に法科大学院に対して教育体制の見直しと教育の質の向上を求め、特に問題のある法科大学院には教育力向上のための改善努力を求めた。次いで、文科省は、2010年9月、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」を発表し、二つの指標に当たる場合は公的支援を減額する方針を明示した。二つの指標とは、①「入学者選抜における競争倍率が2倍未満」②「司法試験合格率が全国平均の半分未満」又は「直近修了者のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の半分未満」の状況が3年以上継続というものである。

この間、法科大学院の側でも2割ないし1割の定員削減を行っている。これらの文科省の方策の成果として、教育体制の見直しについては、

法科大学院6校が学生募集停止を発表し、実入学者数は5784人から3150人へ減少した。また、質の向上については、法科大学院が進級判定を厳格化させたため、標準修業年限修了率は80.6%から68.7%へ減少した。

しかし、なお、法科大学院への志願者の激減と入学者選抜における競争率の低下、また、司法試験合格率の低迷という問題を抱えた法科大学院の実情が好転しているわけではなかった。そこで、文科省は2012年9月に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」を公表し、2012年の二つの見直しの指標に、指標③として、「入学定員の充足率50%未満の状況が2年以上継続」を加えた。しかも重要なことは、従来は、指標が複数該当するか、複数年該当するときに公的支援の見直しの対象とされたのが、今回は指標一つに該当する場合でも、その数値が著しく低い場合にはそれだけで公的支援の見直しの対象となる点である。本稿が公刊される頃は今年の入試結果が公表されていることと思われるが、指標の中でも①「入学者選抜における競争倍率が2倍未満」をクリアするために各法科大学院は最大の努力をせざるを得ないため、定員の充足率については、これを大幅に割る法科大学院が多数出るのはないかと推測される。

さらに、政府の法曹養成制度検討会議は、2013年4月、中間提言をまとめた。この提言の概要は、以下の通りである。①司法試験の合格者数3000人は現実的ではなく、数値目標は設けない。②法科大学院の入学定員を適正な規模とするため定員の見直し（削減）を行うべきで、課題を抱える法科大学院に対しては財政的支援の見直しだけでなく人的支援（裁判官・検察官等の派遣）の見直しも実施すべきである。③課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、新たな法的措置（司法試験の受験資格を与えないなど）を設けることを検討する。④受験回数制限制度は維持した上で、その制限を一定程度緩和（5年以内に3回までを5年で5回など）することが適当かを検討する。

以上のように、中間提言は、法科大学院に対して強制的に統廃合を含めた指導をすることま

では踏み込まなかったが、一定の基準を満たさない法科大学院に対する公的補助金の削減や実務家教員の派遣の見直し等を通じて、問題のある法科大学院の統廃合をより強力に促す方策を打ち出したことは間違いのないであろう。

3 中央大学法科大学院の現状と課題

(1) 教育体制の現状

中央大学法科大学院は、2004年の創設以来、「実地応用の素を養う」という本学の建学の精神を受け継ぎ、21世紀の法曹にふさわしい高度の専門領域の知識と国際性さらに倫理観を備えた法曹を数多く出してきた。司法試験の合格者数は2006年の第1回司法試験で最多の合格者を出して以来、第2位（2007年）、第3位（2008年）、第2位（2009～2011年）そして2012年度は最多合格者（202人）を出しトップに返り咲いた。合格率も上位を保っている。大規模法科大学院のメリットを生かして、多様な法律家を育成するために多彩な開講科目を持つカリキュラムの下、各専門分野では一流の教授陣が熱心な指導をしてタフな法曹を養成している。また、本法科大学院出身の新法曹を含む60人以上の弁護士が実務講師として後輩の学修相談にあたるなどの指導を行っている。さらに、1年次から2年次、2年次から3年次において進級判定制度を採用するなどして、成績評価、修了認定を厳格化して修了者の質の保証に努めている。

以上のように中央大学法科大学院は多様な法曹の養成に必要な教育体制を備えていると自負しているが、前述した、司法試験の合格率の低下と弁護士の就職難が法曹の魅力を下させ、法科大学院への志願者は制度創設時の4分の1に激減した（72,800人〔2004年〕から18,446人〔2012年〕へと減少）。このことから中央大学法科大学院も影響を受けずにはいられない。少ない志願者を各法科大学院が奪い合っている状況である。

(2) 中央大学法科大学院の取組み

中央大学法科大学院としては、今後も日

常の教育の中で、多彩な科目を用意し、質の高い懇切丁寧な教育を提供し、もって全国一の司法試験合格者を輩出し、日本のみならず世界に通用する法曹を養成する地道な努力を継続しなければならない。同時に、文科省の設定した3つの指標をクリアしつつ、激減した志願者の中から優秀な入学者を確保する方策を考案・実践しなければならない。最近実施した方策を挙げると、一つは、経済的負担が大きいといわれている法科大学院生が安心して学修に専念できるようにするための奨学金の有効活用である。予算の枠内で給付奨学金の弾力的な運用を試みる必要があり、学校法人中央大学の理解を得て2013年度から実施したが、一定程度の効果はあったのではないかとの感触を持っている。効果を慎重に検証しつつ弾力的な運用を図っていききたい。二つ目は、入試制度を改革し、合格者の歩止まりを可能な限り維持し、将来的には志願者の増加を期待することである。具体的には、行政法を入試の試験科目から外し、また、商法の配点を減少させたことである。入試科目を減少させることは有力法科大学院を含む法科大学院全体の一般的な傾向である。

その他、検討中の事項をいくつかあげておきたい。第1に、法曹の世界でもグローバル化はますます進展するであろう。国際的に通用する法曹の養成の必要はますます高まっている。その期待に応えるために、現在実施している外国の大学等への短期留学の見直しと充実のための検討を継続している。第2に、外国の大学への長期の留学、その国での法曹資格取得の支援体制の検討を制度的に行うこと。TPPの交渉の結果次第では法的サービスの分野でも競争が激しくなることが予想されるので、そのことも念頭に置き、国際化に対応している。第3に、e-learningによる教育の向上、教材の作成も課題である。第4に、アカウンティング・スクール、ビジネス・スクールを持つ本学において、それらの資源を活用しない手はない。法曹の数が増加する中で、特

技、専門性を備えた法曹の養成は不可欠である。専門職大学院総合棟が建設されれば、専門職大学院の教員、学生の相互交流を緊密にし、会計や経営にも精通した法曹を養成すると同時に人脈を形成することが可能となる。三つの専門職大学院が協力してシナジー効果を発揮することを中央大学の特色とすべきである。

(3) 中大法曹会の貢献

中大法曹会には法科大学院に対して様々な場面で多大な協力をいただいている。教授や講師として教壇に立っていただき、教育体制の充実に寄与していただいているほか、次の点を指摘しておきたい。第1に、エクスターンシップの科目において、多くの弁護士事務所に学生の受け入れをお願いしていることである。学生は実務を目のあたりにみていると法曹の仕事の重要性、大変さ等を肌で感じる。エクスターンシップ終了後の学生の中には意識が変わり、理論的科目の学修にも数段良い効果が現れると聞く。中大法曹会の方々にも大変お世話になっており、ありがたい限りである。第2に、中央大学法科大学院を修了し、司法試験に合格したものの就職口が見つからない者に対しては就職の世話もしていただいている。就職難といわれている現在は、就職支援体制がどの程度できているかも法科大学院志願者が法科大学院を選ぶ場合の大きな考慮すべき要素になっている。本法科大学院はこの点での評価は高いものがある。本学のリーガル・キャリア・サポート委員会と協力して学生の就職支援の努力を惜しまない弁護士の方には心から感謝申し上げたい。第3に、中大法曹会奨学金制度がある。本奨学金は中大法曹会の篤志により2008年に創設された制度で、毎年20名の修了生が30万円受給する。受給者の奨学金の使い途を聞いてみると、図書、模試等各種講座の受講料、受験までの生活費、受験当日のホテル代等司法試験の準備のために有益かつ堅実な使い方をしており、その結果、受給者はほとんどすべてが司法試

験に合格している。3月に修了し、5月に司法試験を受ける間の奨学金は受験者にとって大変有益であり、受給者全てから感謝の声が寄せられている。

4 おわりに

法科大学院には今、陶太の波が押し寄せてきており、サバイバルをかけて頑張っている状況である。日本社会において適切な法曹の数ほどの位かは難しい問題である。経済の状況によっても変動があるであろう。

ところで、法科大学院をめぐる問題や批判は謙虚に受け止め、適切な解決策を真剣に模索していかなければならない。ただ、法科大学院の教育体制とそこから生まれた法曹のよい面を指摘しないと不公平ではなからうか。法曹の質を低下させたり、そのような法曹しか養成できない法科大学院が社会に受け容れられないことは当然である。しかし、次のような意見も聞かれる。法科大学院修了の法曹は、様に文献検索能力を備えている、英語に抵抗を感じない者も多い、ディベート能力が優れている、弁護士倫理を早い時期に勉強したことは有益である等。また、法科大学院創設にともなって司法試験合格者を増加させたことと密接に関連するのであるが、法曹の増加により、国民が以前より弁護士にアクセスしやすくなった、弁護士が0か1人しかいない「ゼロ・ワン地域」問題がほぼ解消した等である。弁護士の活動領域はどこまで広げられるか。弁護士の質と役割はどのようなものか。弁護士など法曹を養成する教育課程と教員の指導力を十分に備えた法科大学院とは何か。これらの問題に答えを出すことを今求められている。

志高く社会に飛び立つ中大学生へ

日本弁護士連合会会長

▶ 山岸 憲司



1 先般、3月25日、中央大学の卒業式に参列し、祝辞を述べさせていただく機会を得ました。

その時の原稿に手を加え、若いOBへのメッセージとさせていただきます。

2 私が卒業した昭和45年当時は、学生運動のため、椅子や机で築かれたバリケードの隙間から、三々五々、校舎の中に入り、卒業証書を受け取りに行ったという状況であり、私には卒業式はありませんでした。

そんな時代もありましたが、その後、我が国は、高度成長期を経て、バブル経済に踊り、バブル崩壊後の「失われた20年」といわれる時代も経験してきました。

その間、幸いにも平和は守られ、また、未だ不十分であるとはいえ、人権問題にも様々な取り組みがなされてきました。

しかし、世界に目を転ずれば、中東ではなお、戦争が続いております。

私は、「外務省査察補佐官」なるものを経験いたしました。

2001年のいわゆる「9.11」、ニューヨーク貿易センタービル爆破テロ事件の直後、在外公館、すなわち外国にある日本大使館、あるいは領事館の査察に弁護士と公認会計士を1名ずつ査察大使らに同行させる、参加させるという、パイロット事業に協力するため、シリアとトルコの往査に行ってきたものです。トルコの首都イスタンブールとともに、シリアの首都ダマスカスもまた、大変魅力的な都市でありましたけれども、現在、そのシリアが内戦状態となり、多くの犠牲者を出していることに心を痛めているところです。

また、東アジア地域においても、我が国は、中国、韓国の間で領土問題を巡って緊張関係が続いていることは、ご承知のとおりです。

3 そんな中で、EUにノーベル平和賞が授与されました。

駐日欧州連合代表部において、祝賀レセプ

ションが開催され、招待を受けましたので、出席しました。

「60年以上にわたって平和と和解、民主主義と人権の向上に貢献した」というのが受賞理由でしたが、大使らは、先人の努力に誇りをもって受賞の喜びを語っておられました。

ドイツとフランスの間には長い戦争の歴史がありましたが、それを乗り越え、平和を築き、そして維持していく、そのためには、不断の努力が必要です。

EU全体を見ると、深刻な経済危機、あるいはまた、人種問題などを抱えてはいるものの、ヨーロッパ各国が平和と人権のためにたゆまぬ努力を続けてこられたことに敬意を表したいと思います。

私たちは、アジアの平和と人権に、更には、世界の火薬庫とも呼ばれてきた中東の平和と人権にも常に関心を持ち、努力を怠ってはならないと考えております。

アメリカのジョセフ・ナイ教授、かつての国務次官補であります。彼が、「ハード・パワー」、「ソフト・パワー」ということを言っていることは、ご存じかと思えます。

ハード・パワー、すなわち軍事力や経済力によるのではなく、ソフト・パワー、すなわち文化的価値や政治的価値、その中には法の支配というものが含まれるべきであると考えていますが、そのようなソフト・パワーで、世界の人権、平和を守っていかなければならないと考えております。

4 私は、年金記録確認中央第三者委員会委員を経験させていただきました。

社会保険庁で長年にわたって積み重ねられてきた不適正な処理と隠蔽、また、その原因が役所側の担当者へのミスによるものなのか、また事業主の不正、懈怠によるものなのか、本人の身勝手により将来の年金よりも今の手取金額の大きさを希望した結果なのか、様々

な要因がありましようが、長年にわたって複合的に絡み合い、事後的な検証が不能になるほどにヘドロのように積み重ねられてきたということですから、これを後から正していくというのは本当に気の遠くなるような作業であり、膨大な人員と予算を使うものとなっていることを残念に思います。

社会保険庁ほど酷くはないにしても、他の省庁においても、行政の無謬性に固執したり、あるいは責任回避、先例主義等によって、やるべきことをやらなかったり、問題となっているものを隠してきたりすることがあります。

コンプライアンスだとか内部統制システムの構築だと言われ続けてきておりますが、そしてそれは一定の改善の成果は上げてきておりますが、まだまだ、人間の弱さがなせる技なのでしょうか、コンプライアンス違反は後を絶たない状況があります。

行政に身を置く立場としても、司法に身を置く立場としても、不正の起きないように、また不祥事を根絶できるように努めていかなければなりません。

また、行政と、広い意味での司法である私たち弁護士と、連携と協働が必要であり、行政の内部において活躍する弁護士、あるいは連携と協働作業の中で、様々な市民サービスの拡大を図る弁護士、そういった活動も必要になってきています。

- 5 また、企業の中にも「法の支配」が貫徹されるようにしていかなければならない時代になっていることは、ご承知のとおりです。

ビジネスの世界でも、「法の支配」が必要です。

グローバル化すると特にそのことは顕著です。

グローバル化はリーガライゼーションでもあります。

一定程度の法律知識とリーガル・マインドが、一般の職員の方々、社員の方々にも必要になることを肝に銘じていただきたいと思います。

- 6 皆さんは、今、夢を持ち、志をもって、社会に出ようとしていると思います。

皆さんの中には、メディア関係で仕事をされる方もいるでしょうし、メーカー、IT、流通、あるいは教育、いろんな活躍の場を求められるんだろうと思います。

民間であれ、公務員であれ、また、国内であれ、海外であれ、志をしっかりとって活躍していただければと思います。

いま、胸に秘めている志は何でしょうか。

「流れに従って志を変えず」という言葉があります。

逆境にあっても、また思い通りに行かなくても、流れに身を任せながらも自らの志を変えることなく、たゆまぬ努力をしていくことで道が開けるのだらうと思います。

(なお、この「従流志不変」をめぐってのエピソードについては、「日弁連会長山岸憲司公式ブログ」にて、ご紹介させていただくことにしますので、お読みいただければ幸いです。)

- 7 東日本大震災から2年が経過し、今月、マスメディアは、現状や様々な問題点を報道しています。

私は、昨年の夏には相馬と石巻の被災地を視察してきましたが、先月は、被災地の石巻と東松島、仙台、そして昨日は、気仙沼、陸前高田、大船渡などに行っていました。

平成の大合併の後遺症もあって、全く手つかずの地域もあり、また、住民の合意形成が困難な地域も多く、復興が進んでいないように見受けられました。

また、原発事故の被害者は、不条理な損害の拡大を受けながら、先行きの見通しも立たない避難生活、あるいは地元での生活を強いられています。

そんな中、自治体の職員も、NPOなどの関係者も、懸命の努力をしています。

また、法テラスや公設事務所で働くほか、市役所に任期付職員として採用され、志をもって、復興事業に携わろうとしている弁護士もいます。

私たちは、決して、あの大震災、あの原発事故による被害を風化させることなく、支援を続け、新たな国造りとも言うべき復興街づくりに協力していかなければならない、そこから、この国のあり方を考えていくことが求められている、そう思います。

社会が大きく変わる中で、既成概念にとらわれることなく、価値観の多様性を受け容れながら、皆さんが、それぞれの立場で、お仕事に、そして文化交流に努力していただければと思います。

皆さんが、それぞれ志を高くもって、実り多い人生を歩まれるよう心からお祈りしております。

役員に選任されて

中央大学理事

▶ 金澤恭男



- 1 私は、2008年5月法曹界の東弁枠として監事に推選され就任し、2011年5月に理事に就任し現在に至っておりますが、これまでに気付いた点を列挙しました。
- 2 監事時代には、教学側との意見交換や各付属校の見学等により、これまで全く思いもよらない知らなかったことを多々知ることができました。特に、新たに付属校となった中大横浜中高校の都筑区にできた新校舎は大変明るく、駿河台の大学校舎で学んだ我々の時代の者には、これが校舎かと思える程の明るさと素晴らしさがあります。旧校舎は旧学名の横浜「山手」女子学校とあるように、横浜の山手で外人墓地よりも高台にあり、立地条件としては最高の場所に存在していましたが、残念ながら校地は急峻な崖地にあるため、平地にした所にはすべて校舎が建っており、校舎の屋上が運動場となっている状態でした。もしそこで女子中学生がソフトボールをしても、打球を下の民家に打ち込むこと確実といえる環境にあり、卒業生達も新校舎を見れば移転したことに納得してくれることと思いません。
- 3 監事として初めて出席した理事会で、ある学部長が、「学部会でこれこれと決定した。理事会もそれを批准せよ」と発言したのを聞いて驚きました。理事会は、大学法人にとって最高の意思決定機関と思っていましたが、現実には、特に教学先生方は、理事会決定より各学部会決定の方が上位という概念を持っている先生方もいるということを知りました。
- 4 顧問先の会社の役員として、会社の貸借対照表や損益計算書等を見たり調査することはありましたが、収益を目的としない学校

では、資金収支計算書と消費収支計算書となり、これに慣れるのには時間がかかりました。評議員会で、ある評議員から収支計算書は解りにくい、貸借対照表等を出して説明したらどうかという意見が数度出されたことがありますが、発言の趣旨は理解できますが、収益を目的としていない大学では、収支計算書によって説明するほかないと思います。

- 5 大学の会計監査をした監査法人の公認会計士から監事として監査報告を受けた際に、仕組債について質問したとこと、「満期が30年後であっても、元本を100パーセント返還するという約束があれば、帳簿上の数字には変更がないので、何ら調査する必要はない」との回答があり唖然としました。30年後の貨幣価値がどうなるかという事について回答ができなくても、現時点における仕組債の価値、発行元の信用度、売却すべきか否か等々についても自己の調査を報告すべきと思いました。
- 6 今回の理事長、総長問題については、大学問題委員会の報告書に詳しく記載されていると思いますが、大学に関与する者はすべて「学校法人中央大学基本規程（寄附行為）」を遵守しなければなりません。今回の理事長解任は、基本規程を全く無視したものとわざとを得ません。基本規程には理事長を解任する規定は存在せず、平理事、監事を解任するには、「理事総数の4分の3以上出席した理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の議決をもって、これを解任することができる。」（基本規程第19条第3項）と定められています。

平理事を解任するにも、理事会の4分の3、

評議員会の3分の2以上の議決を必要とするのに、理事会の多数決だけで理事長を解任したのは基本規程を無視した暴挙といわざるを得ません。

7 大学問題委員会の報告書を作成するにあたり、私は、これまでの理事長選出はどのように行われていたのかを調査するため、大学の総務部から古い資料を送付して貰いました。それによると、昭和29年3月1日基本規程が改定され、「総長は、当然中央大学学長になる」となり、「総長たる理事は、当然理事長になる」と規定され、当時は理事長、総長、学長は三位一体で一人ですべてを歴任していました。林頼三郎先生、柴田甲四郎先生らが該当します。その後、昭和37年10月8日改定された基本規程では、理事長、総長、学長をそれぞれ別のポストとすることが前提となりました。「理事長は選任理事のうちから理事会が選任する」とあり、「学長は理事長に選任できない」となりました。この改定により理事長大川博、総長学長升本喜兵衛となり、理事長が単独で存在することとなりました。この改定後に評議員会が選任した選考委員会の議事録には、「理事長候補者を先決し、しかる後、他の理事、監事候補の選考に入る」とあり、既に理事会の選任前に理事長候補を選考委員会で決定しており、理事会議事録にも「含みの理事長が座長になる」との記載等があり、選考委員会で理事長候補を決定していることが明らかです。平成11年4月13日及び同月30日開催の選考委員会議事録では、「これまでの慣例では、選考委員会において、選考委員が推選した方を理事長候補者たる理事として選任し、その旨を新理事会に申し送り、新理事会においてその方を正式に理事長に選任することとしている」と明確に記載しています。そして、同年5月26日開催の理事会議事録の「理事長選任について」の項にも、「選考委員会の意向を踏まえて選任をお願いしたい」旨の議長発言があり、満場一致でその通り決議しています。

以上のとおり、昭和37年からは、評議員会が選任した選考委員会で理事長含みの理事を

決定していたにもかかわらず、評議員会の意向を一顧だにもせず行った前記理事会の理事長解任決議は、教学側の大学職員人事を理事長から取り戻すためのものだったのかと下種の勘繰りをしたくなるものです。学長になるためには、激しい学長選挙を戦い抜かなければなりません。学長の選挙権は事務職員にも現在140票ほどあり、この票を獲得するために学長候補者が、当選した暁には事務職員に地位を与える約束をして票を取ることがあるという話を聞いたことがあり、久野理事長から職員人事を取り戻すためのものかと前記勘繰りをした次第です。

8 本学の場合お茶の水から多摩に移転したため、校舎のほとんどが同時期に建設されています。このため、校舎の補修や建替えはほぼ同時期に来ること確実です。これに備えるためにも減価償却を確実に言い、資金手当も考える必要があります。にもかかわらず、これまで減価償却を行っておらず、久野理事長になるまで誰も検討をしなかったのではないかと疑いたくなります。減価償却ができなかった理由として、大学には大変強い組合（職員組合、教員組合）があり、組合は、世の中の景気や大学の収入の多寡（学生の納める授業料、入学試験の受験料等）に関係なく、年間6.8ヶ月分の賞与を得る既得権があると主張して闘争してきました。（流石に地労委は組合の主張を認めませんでした。）組合は大学の将来よりも、自分が大学と関係があるときだけを考えるようで、大学の収入は組合側の要求に応じるだけで精一杯となり、減価償却までできなかったのが事実ではないかと思っています。

以上取り留めもなく、思い付くまま書きました。お許し下さい。

これまでの出会いへの感謝と 今後の目標

東京弁護士会（新65期）

▷ 石垣 祐一



1 自己紹介

平成25年1月より、虎ノ門法律経済事務所
で弁護士としてのスタートを切りました、石垣祐
一と申します。

私は、千葉県の市原市に生まれ、地元の小中
学校から東海大学の付属高校に進み、内部推薦で東
海大学法学部へ進学しました。その後、中央大学
法科大学院の特別入学者選抜（飛び級）に合格し、
新司法試験合格・司法修習を経て、今日に至って
います。

この度、寄稿のご依頼をいただきましたので、
この機会をお借りして、これまでの経験を振り返
るとともに、今の心境を述べさせていただきます。

2 2つの大学での経験

(1) 東海大学の環境

東海大学法学部は、法律学科の1学科しか
なく、1学年も300人強とあまり大きい学部
ではありません。また、創部20年強と若い学
部で、公務員試験や他の士業を目指す学生は
いても、司法試験を目指す学生はほとんどい
ません。

法職講座や第1研究室という自分用のロッ
カーや机がある自習室など、勉強するための
環境はありましたが、ひとりで行う勉強には
どうしても限界がありました。

(2) 中央大学法科大学院の環境

東海大学に比べ、中央大学法科大学院の環
境は、人・設備・情報などあらゆる面で、「裕
福」でした。

入学式での、先生方や諸先輩方のお言葉は
後輩である我々に対する期待や熱意に溢れて
おり、中央大学の持つ伝統や誇りを感じました。

学生一人ひとりに専用の自習席が用意され、
事務課からはインターネットを通して司法試

験に関する情報が送られてきました。

何より、1学年300人全員が司法試験合格と
いう共通の目標をもっていました。毎日、朝
晩問わず誰かは自習室にいて、廊下では熱心
な議論や質疑応答が繰り返されていました。

(3) それぞれの大学で学んだこと

強い気持ちを持ちなさい、周囲の環境に感
謝しなさい、このふたつは良く言われる事で
すが、実践するのは難しいものです。

私は、東海大学で、限られた環境の中で、
司法試験に合格する、という強い気持ちを持
ち続けることの大切さを学び、中央大学では
司法試験に合格させてくれた恵まれた環境へ
の感謝をすることができました。

3 1年間の司法修習（新65期・貸与 制の開始）

(1) 8年ぶりの実家暮らし

私は、司法試験に合格した後、修習地の希
望をどこにするか、非常に迷いました。当初
は、弁護士になれば、生活の基盤もその地域
になるので、修習地は全く関係のない場所
に行こうかと考えていました。また、大学1年
生から一人暮らしを始め、神奈川・東京と生
活してきて、いまさら実家に戻るといっても
高校時代に戻ってしまう気がして、あまり気
が乗りませんでした。

しかし、就職活動の事を考えると、関東を
離れるのは避けたいと思うようになり、引ッ
越しの費用や1年間の生活に必要な資金を考
えると、一番コストを抑えられる実家に戻ろ
うか、と思うようになりました。

その結果、縁も所縁もない地域で生活して
みたいという好奇心を犠牲にして、無難な千
葉修習が始まりました。

(2) 突然始まる実務修習

11月末から、実務修習が始まりました。先生方からは「積極的に」「主体的に」と言われていましたが、私は、そもそも修習ではどういったことをするのか、何を気にすればいいのか、修習生だけしか味わえない経験とは何か、といったことが何一つはっきりしないまま、弁護修習が始まってしまったというのが正直なところでした。そのため、先生にくっついて動くものの、どこに意識を向ければいいのか、何を聞けばいいのか分からず、戸惑うことが多々ありました。

夏から始まる集合修習で、各自の実務修習について経験を語り合った際に、初めて何が貴重な経験なのかがわかり、もっと首を突っ込んでおけばよかった…と反省したこともありました。

実務修習をより実りあるものにするためにも、是非前期修習を復活させていただきたいと思います。

(3) 千葉の修習生で1クラスになることのメリット・デメリット

千葉修習の修習生は1班18人、全体で70人強になるため、集合修習では1クラスになります。私の班は、弁護修習から始まったため、全員が顔を合わせる時期が遅かったせいか、飲み会や行事への参加率が高く、今でも定期的に飲み会をしています。幸いにも5名の教官も1年間変わらず、「65期千葉修習」は、今後ずっと続く貴重な仲間となりました。他方で、就職先は東京・千葉・横浜が大半を占めています。ないものねだりなのかもしれませんが、地方の実情や情報を知る機会が少ないのは、修習地ごとのクラス編成のデメリットだと感じています。

4 今後について

(1) これまでの環境への感謝

今日、こうして法律事務所の机に座り、原稿を作成できるのは、今までの出会いに恵まれていたと言うほかありません。小学校の夏休みに東京の弁護士会館に行くことがなければ、弁護士を目指さなかったし、東海大学に法学部がなければ、今頃どんな仕事について

いたか想像もつきません。また、法学部の先生方の指導がなければ、中央大学法科大学院に入学できませんでした。そして、法科大学院や修習で出会った方々からは、勉強はもちろん、価値観や正義感の違いを教えていただきました。

どの出会いが欠けても、今の自分はありません。月並みな言葉しか思い浮かばず申し訳ありませんが、改めて感謝の気持ちを述べさせていただきます。ありがとうございました。

(2) まずは、当たり前前のごとを当たり前前。

今、私は弁護士としてようやくスタートラインに立ったばかりです。人間で言えば生まれたての乳幼児であり、一人では歩くのもままなりません。

いずれは、専門分野を身に着けたいと思っていますが、一人で歩けるようにならないと、そもそも100メートル専門のアスリートになれないのと同様に、まずは、弁護士であれば当たり前前にできることを、私も当たり前前にできるようになる事が、直近の目標です。

(3) 新しい分野への挑戦

最後に長期的な目標を書き記して終わろうと思います。

最近、税理士など他の士業向けのセミナーに参加することがありました。弁護士と他の士業との違いを考えて気づいた点は、「顧客獲得」という意識の有無でした。そもそも、紛争を解決するという弁護上の仕事の性質上、顧客獲得という発想自体、不謹慎・ナンセンスだったのかもしれませんが。

しかし、時代は変わり、弁護士の数は急増し、事務所にも経営という視点が必要となりました。

弁護士の役割も、紛争の「解決」ではなく、紛争の「予防」や法教育、コンプライアンスなど、他の切り口から見れば、まだまだ求められている分野は数限りなくあるはずです。いつの日か、周囲の人が「そんな仕事があったのか」と驚くような分野・業務内容を切り開くことができるよう、日々アンテナを張り巡らせ、社会の動きに注目しながら、仕事に打ち込みたいと思います。

ロースクール制度の課題

東京弁護士会（新65期）

▶ 我妻 耕平



1 自己紹介

初めまして、新65期弁護士の我妻耕平と申します。今後、どうぞよろしくお願いたします。

簡単ではありますが、まず自己紹介をさせていただきます。

私は、1985年に京都府で生まれました。4歳の頃、父親の仕事で名占屋に転居し、2004年に愛知県立千種高等学校を卒業した後、関西大学法学部に入学しました。2008年には、中央大学法科大学院既修者コースに入学し、2010年9月に、新司法試験に合格しました。その後、新64期司法修習生として東京で修習を受けましたが、一度二回試験に不合格となりました。このため、私の弁護士登録期は、新65期になります。

新65期の二回試験を受験するまでは、都内の事務所でパラリーガル等をしながら会計の勉強をしていました。

平成25年1月1日付で弁護士登録を行い、現在は虎ノ門法律経済事務所の勤務弁護士として仕事に励んでいます。当事務所には新人弁護士のための1年間の研修カリキュラムがあり、この一環として、書道や茶道などにも取り組んでいます。

2 ロースクール制度の課題について

私が考えている今のロースクール制度の課題は、以下の通りです。

① 原則としてロースクールに行かなければ新司法試験の受験資格さえ得られないこと。

これは、私がかつとも理解できない点です。ロースクールに行かなくても独力で勉強して必要な力量を身につけたのであれば、司法試験の受験を認めて法曹資格を与えることを認めるべきです。

私が大学生当時、司法試験制度改革は過渡期にあり、法曹になるための選択肢は、旧司法試験と新司法試験の二つがありました。私が大学生3、4年生の頃の旧司法試験は、最終合格者が減少傾向にあるとはいってもまだ数百人程度は合格する時代でした。私は、これまで自由に受けられた試験が、何故お金と年月をわざわざかけてロースクールに行かなければ受けられなくなるのか理解できず、何とか旧司法試験で受かろうと思って勉強していました。結局、在学中に論文式試験を突破することができず、ロースクールに進学することを選択せざるを得ませんでした。制度に対する疑問は、今でもまだ消えていません。

旧司法試験のころであれば、必至に勉強して短期で司法試験に受かる、とか、短期間にまとまった勉強の時間は取れないが、毎日コツコツと勉強として法曹を目指す等、いろいろなスタイルの方がいました。これに対し、ロースクール制度は、2～3年間のロースクール通学を強要するものであり、このような個人のスタイルを完全に軽視するものではないかと思います。

最近では予備試験制度というものが始まりましたが、単純に新司法試験の受験資格を撤廃した方が、定式化してしまったルートを取り払うことに繋がり、法曹のバックグラウンドの多様化という当初の司法制度改革の理念に余程沿った結果が得られると思います。

② 合格率の低迷と三振制度

ロースクールを無計画に増やしすぎたため、結局合格率は30パーセント未満に低迷

しています。また、このような合格率の低さにも拘らず、三振制度が維持されています。このため、不合格のリスクを考えた他分野の優秀な人材が、司法試験の受験を敬遠していると思います。私がロースクール生だったころには、まだ医者、公認会計士等、社会人としてキャリアを積まれた年配の方が周りにはたくさんいました。しかし、現在のロースクール生は、既習、未習を問わず、かなりの割合の人が、法学部を卒業してそのままロースクールに入学してきた人だそうです。ロースクール制度は旧司法試験の法曹のバックグラウンドの多様化という当初の理念とは、かけ離れた方向に向かっているのが実情だと思えます。

当初の計画ではロースクールに入学すれば80%程度が司法試験に合格できるということでしたが、この計画を実現しようとするなら、ロースクールの数や定員の数を減らす必要があります。こうすれば、ロースクールに入学できればまずは一安心ということになり、他業種からの参入のハードルも下がります。ロースクールでの実務の勉強にも力が入れやすくなると思います。

③ 受験予備校化していること

ロースクール側も合格率を上げなければ競争に生き残っていけないため、多くのロースクールはどうしても実務よりも新司法試験への対策を重視している気がします。

また、私がロースクール在学中の実感として、殆どの学生が、新司法試験の低い合格率を意識して、実務は試験に受かってから勉強すれば良いと考えていると思えました。皆、新司法試験の科目に関係のあるものばかりを履修したが、試験と関係が薄そうな科目は、いかに楽にこなすかにばかり重点を置いていると思えました。ロースクールが受験予備校化しているなというのが、素直な感想でした。

3 最後に

長くなってしまいましたが、ロースクール制度に対する私の率直な意見を書かせていただき

ました。ご容赦いただけると幸いです。

弁護士になる「まで」と「これから」



東京弁護士会 (新65期)

日向寺 司

1. はじめに

新65期、中大ロースクール6期の日向寺司(ひゅうがじ つかさ)と申します。縁あって、この中大法曹に「新人弁護士」として寄稿する機会を頂戴いたしました。ありがとうございます。中央大学へのささやかな恩返しと、中大法曹会の諸先輩方へのご挨拶ができればと思い、僭越ながら、縷々述べさせていただきます。

2. ロースクール生の頃

私は末修コースで入学しました。法学部卒なのですが、どちらかといえばアカデミズムに憧れを抱いていたタイプで、試験は苦手でした。それも、末修コースでの最初の1年は暗中模索そのものでした。そんなときに一筋の光明を与えてくれたのは、中大ロースクールの若手OB・OG講師によるフォローアップ演習でした。この演習は、論文の問題を解くものですが、講師の方の「本音」の話を聞き、最低限押さえておくべきこと/合格に必要な知識/少し点数が良くなるポイント/ここまでは知らなくていいが考えてみると理解が深まる事項といった事柄を区別して学習することができるようになりました。(それまでの私は、そんな基本的な事柄がわかっていなかったのです。今から思えば本当に恐ろしいことです。)
「こんな質問してもいいのだろうか。」というところを遠慮なくできたことは、大変ありがたく、優秀なOB・OGを多数輩出している中央大学ならではのメリットだと思います。

ロースクール2年目は、とにかく、授業についていくことだけを考えました。1年目で得た「コツ」をもとに、試行錯誤を繰り返し、自分なりの方法論をストックしていきました。

ロースクール3年目で、そのストックを発展させてくれたひとつは、これもまたOB・OGに

よるゼミです。これはその年の司法試験に合格したOB・OGが、自らの得意とする分野を生かしたゼミを企画して、それに在校生が参加するというもので、私は倒産法のゼミで講師の方と一緒に破産法の条文を素読しました。何よりも条文を丁寧に読むということがいかに大切かということ、体に染み込ませるいい機会になりました。また、原田純孝教授の「現代不動産法」では、初めて法学的な批判的な検討がいかなるものか、実感することができました。受講生が3人でしたので、教授とのマンツーマンのような議論ができ、それによって一つ一つ論理を積み上げる感覚を得ることができ、自信につながりました。最後に、小林明彦先生の「民事執行・保全法」では、実務家はいかに考えるかという感覚を叩き込まれました。そこでは何よりも基本的知識をいついかなるときでも応用できることの重要性を感じ取ることができました。今でも、あの厳しくかつ暖かい先生の教壇の姿は忘れられません。

このような、中央大学の長い伝統や、それを創ってきた、そして現にそれを担っている諸先輩方のあたたかい支えがあったことで、司法試験を乗り切ることができました。本当にありがとうございました。

3. 司法修習生の頃

修習では、多くの事件に触れられたことと多量ながら、一線で活躍する多くの実務家の方々と接する機会を得られたことが何よりも大きな財産になりました。

私は、言わずと知れた、給費制廃止後の1期生、「貸与制1期生」ですので、貸与制について触れておこうと思います。

貸与制については様々な意見があるところですが、ここでは「貸与制1期生」であった私の

「実感」を述べさせていただきます。

まず、私は、特に日々の生活に支障が出ることなく、修習期間を終えることができました。とはいえ、64期までと全く同じだったというわけではありません。

貸与制になってこれまでの制度と最も変わったと私が感じたのは、年金や社会保険のことでボーナスがないことです。

「給与」がない以上、国家公務員共済組合には加入せず（64期までは加入できたと伺っておりますが間違っていたら撤回いたします）、国民年金ですので、その保険料は貸与金等から捻出する必要があります。社会保険は、親の扶養に入ったままという人もいました。もちろん、だからといって困ったというわけでもないのですが、少し釈然としない感じがありました。

ボーナスがないことは、修習生の家計のキャッシュフローを小さくしました。もちろん、先ほど述べたように、資金繰りがショートするようなことはないのですが、修習先や就職先への引越費用、弁護士会への登録費用等ある程度まとまった支出が不可避な場合もあり、そういったときには「なかなか厳しいなあ」と思ったことがあります。こういうときには、「もう少し借りられればなあ」と思ってしまったものです。

このように、修習には集中できるものの、もう少し改善の余地があるのではないかというのが、私の貸与制に対する実感です。

4. 登録から現在

私が弁護士登録をしてから、執筆時点で約4カ月が経ちました。

弁護士人口が増加し、一般民事を扱う事務所でも多くの弁護士を抱えるところが増えてきました。東京では、その傾向が顕著だと思えます。そうすると、「どこかサラリーマン的な弁護士」が増えてくるかもしれません。私もその1人なのかもしれません。

とはいえ、サラリーマン的であることは、決して事務所への従属と、弁護士の美徳である自律を損なうことを意味しません。雇われながらも、その組織でしかできないことをやっているサラリーマンもたくさんいます。

規模が大きくなっている最中で組織の流動性が高いうちは、たとえば自分の発案した部門を

事務所内に立ち上げ、それを通じてニーズに応えることができるのではないかと夢見たりしています。

しかしながら、登録間もない、業務を始めた最初の1週間は、緊張で指先の皮膚の調子が悪かった頃から思えば、現在は、期日に出頭し、準備書面を起案して提出し、次の期日に出頭するというサイクルがひとつ終わるくらいの時期にあたりますが、いま様々な部分での力不足を感じています。

まず、特に法律相談に必要な「瞬発力」。相談者毎に異なるニーズに応じた内容を、その場で自信をもって回答することがいかに難しいか、実感しています。これは日々鍛錬するしかありません。すべての案件に対して、真剣に準備に取り組むことを通じて、技術を磨いていきたいと思っています。

次は、スケジューリングの重要性。私の事務所は1つの案件に複数名でチームを組んで対応していますが、そういった中でよい仕事をしようと思えば、チーム内でのコミュニケーションに一定の時間をかけることが必要になります。依頼者との連絡も、適切なタイミングに適切な内容でないと信頼関係が揺らぎかねません。それゆえ、スケジューリングが極めて重要になります。当たり前のことではありますが、1年目のうちにうまくいくきっかけをつかめればと思っています。機会があれば中大法曹会の諸先輩方にもお話を伺えればうれしいです。

最後に、いい書面を作成すること。今は、事務所の先輩方に本当に親切に接していただき、指導を受けることも多いです。1日も早くそれに報いるような、いい書面を作成できるようになりたいと思います。

率直なところ、現状は理想とは程遠いです。目の前の案件に全力を挙げ、依頼者の希望、思いに応えることを心がけ、弁護士としての基礎体力をつけていきたいです。そして早く、依頼者の予想や期待水準を超えるような、「この人に頼んでよかった」と思われるような「いい仕事」ができるようになり、中大法曹会の諸先輩方に近づくことができればと思っています。

まだまだ未熟ではありますが、今後ともご指導ご鞭撻をいただくと幸甚に存じます。どうぞよろしく願いいたします。

ご拝読いただきありがとうございます。

地方都市での独立開業と今後の展望

茨城県弁護士会

▷ 福嶋正洋



みなさん、こんにちは。

弁護士の福嶋正洋（フクシマ セイヨウ）と申します。修習期は、新60期で、今年32歳になります。

私は、東京で勤務弁護士経験を5年間積んだ後、本年1月より茨城県つくば市で独立開業したばかりの若手でございます。

独立が弁護上業の目的ではないという方も多くいるはずですが、一方、独立願望が強い方もいるでしょう。私は後者でした。

この度、若手弁護士の就職・独立というテーマで、寄稿依頼を頂きました。主に、これから独立しようと考えている若手弁護士の皆様に向けて、私の経験談などを徒然なるままに書いてみたいと思います。

■なぜつくば市で開業？

私は4年前からつくば市に在住しておりました（つくば～東京間を毎日通勤していました。）。

もっとも、つくばで独立するつもりで引っ越してきたわけではありません。妻に言われるがまま流されてきただけです。

では、なぜつくば市で開業かといいますと、4年間つくば市に住んでみて、この街が気に入ったからです。人も、街も、自然も、空も、つくばの全部が好きになったのです。

「東京の弁護士としてキャリアアップしていきたい。」とか「いつか、東京で独立を。」といった考えがなかったわけではありません。

しかしながら、私が思い描く弁護士となるためには、東京にこだわる必要はありませんでした。

一生懸命誠実に仕事をして、1人でも多くの困っている方の力になり、依頼者から感謝される、そんな当たり前かもしれないかもしれませんが自分なりの法律事務所を作りたいと思ってきました。

それならば、大好きなつくば市で地域密着型の法律事務所を開設し、今すぐ独立しようと一念発起したのです。

独立する地域について、東京にこだわりすぎることや、縁・ゆかりのない地域での開業を一切考慮に入れないというのはもったいないことだと個人的には考えています。どの地域で独立するかというのは大きな岐路ですが、どこが有望かという点についてはあまり有力なデータはなく、各人で判断するしかありません。

それでも、当該地域の人口や弁護士の数など客観的なデータをきちんと検証したり、地元の先輩弁護士のところへ挨拶に行き直接お話を伺ったり、その地域の法律事務所のホームページを研究するなど、最低限のリサーチは必要だと思っています。

■独立までの準備

いざ、独立を決意してから最初に気にかかったのは勤務先事務所との関係です。

円満退社できるだろうか？不義理にはならないか？いや、むしろ全く慰留されなかったら、ちょっと寂しい…など様々な不安がありました。

結果的には円満退社することができましたが、引継ぎができなかった案件が複数あり、しばらくは東京での仕事とつくばでの仕事をかけもちすることになってしまいました。大変お世話になった事務所ですからやむを得ません。

独立開業の準備はやはり大変なものでした。テナントの決定、内装・什器・備品の手配、ホームページの製作、挨拶状の手配、秘書の募集、税務、労務、その前にまずは事務所の名称を決定しなきゃetc…。これらを将来の自分のビジョンに基づいて構築していかなければなりません。

とはいえ、想像以上に大変というほどのもの

でもありません。自分の法律事務所を作るという意気込みがありますのでなんだってできます。

私の場合、独立のタイミングを自分で定めることができた点が助けになりました。

●勤務弁護士時代にやっておくべきこと

ひたすら「勉強」だと思えます。(なお、余談ですが、地方で独立する場合で、がんばって節約したとしても、開業費用として300万~400万円くらいはかかると思えます。その地方が車社会なら車を用意する必要もあります。貯金しておく必要がありますね。)

法律の勉強はもちろんのこと、普通は事務局に任せてしまうようなことでも、全部自分でやってみるといいと思えます。青色申告も面倒がらずやっておけば勉強になりますし、事務所経営の意識・イメージをもちながら仕事をすることもある程度必要ではないでしょうか。(例えば、自分が所属事務所の売上げにどれくらい貢献できているかを意識するなど。自分の給料の2倍は売上げないと所属事務所に貢献しているとはいえないという話を聞いたことがあります。なかなかぞっとする話ですよ。)

地方で独立する場合、しばらくは一般民事事件を地道にたくさんこなす必要が出てくるものと思えます。企業法務をやりたいと思っても最初は地元企業の目に止まることは至難です。

いずれは中心となる専門分野を掲げる必要があるとは思いますが、まずは幅広い知識と経験を積んでおかなければなりません。

私は、上記のことを十分にしてきたとはいえませんが、今、苦勞しています。

弁護士経験が3年、5年と経ってくると「慣れ」が出てきて、大抵の事件は1人で処理できるなどという自信(過信)も生じてしまいます。

しかしながら、その自信は、所属事務所という「お守り」あってのものだったのであり、独りになるとたちまち勉強不足を痛感してしまうのでした。

独立後、なるべく無用の苦勞を減らすためにも、どんなことでも勉強だと思って経験を積むことを厭わない姿勢が重要だと思えます。

●開業準備で特に苦勞した点

事務局の採用でしょうか。都心部であれば法律事務所勤務の経験のある方を採用することも可能かもしれませんが、地方ではよほど選がよ

くなければ法律事務経験者と出会うことは困難です。また、当事務所のように小規模零細事務所においては、最初から複数名の人員を採用することはできません。

正社員か派遣かアルバイトか、もっと適切な方がいるのではないかと、悩みは尽きません。

私は、現時点での能力よりもその人の「信用力」を重視しました(もちろん採用試験をしたうえでの判断ですが。)

それから、ホームページの製作も、普段の弁護士の仕事とかけ離れた思考が必要なので、結構大変でした。よろしければ当事務所のホームページをご覧ください。

{<http://www.tsukuba-com.net/>}

●開業後の雑感

私としては、理想と志を高く独立したつもりではありますが、最初から頼れる街の弁護士さんになれるわけもなく、当事務所も開業当初は閑古鳥状態でした(今も比較的暇です。)

現在では、地方都市においても、弁護士の需要と供給に大きな変動が起きています。

実際、国選事件の受任件数が4分の1になったとか、弁護士会の法律相談担当日に予約がなくキャンセルになったなどといった事態も多く発生しています。

しかし、何もしなければいつまでたっても同じ状態です。地方都市であっても、単に口を空けて待っているだけでは何事も起こりません。

では現状をどうやって変えて行くか、私はそのようなことを色々考え、苦勞しながらも楽しく仕事をしています。やはり、全てのことを自分の意思で、自分の責任で行えるというのは何物にもかえがたく、やりがいを感じます。

事件数自体が減少しているとしても、困っている方はたくさんいるはず。そのような方々にとって、弁護士が力になれるということをもっと知ってもらい、ニーズを喚起していく活動が、一層必要だと思えます。微力ながら、個人的にも弁護士業務の需要を高める活動に協力していきたいと考えています。

中央大学法科大学院

合格者数 1 位に返り咲く！ -平成24年度司法試験の結果について

平成24年度の中央大学法科大学院修了者の司法試験合格者は202名であり、平成18年の最初の新司法試験で131名の合格者を出して合格者数トップとなって以来6年ぶりに合格者数1位の座を奪還した(別表1)。

中央大学法科大学院は開校以来着実に実績を重ね、合格者数は概ね毎年2位を続けており、これまでの累計の司法試験合格者数は1,209名であり、これは東京大学法科大学院の1,319名に続く2位の実績である(別表2)。素晴らしい成績である。

合格者数は文句のない数字であるが、欲を言えば、合格率は平成24年度で41.3%で8位であり、もう少し合格率が上がればという気はしないでもない。しかし、平成18年に合格者数1位になったときの合格率は15位であったものが、その後の努力により平成20年には合格率3位となり、それ以降後も7位程度を維持している。中央大学法科大学院は定員数の多い大規模ロースクールであることを勘案すればこれは立派な数字であると言えよう。

これは中央大学法科大学院生の努力の賜物であることはもよりのことであるが、法科大学院開校以来危機感をもって熱心に指導された教職員や講師等の派遣、エクスターンシップ、奨学金制度等様々の形で支援をしてきた中大法曹会会員の尽力のお陰であり、中大法曹会としても感謝をしたい。

このまま努力を続け、合格者数1位を維持し、累計でも東京大学法科大学院を抜いて1位になることを期待するものである。

なお、平成24年度の中央大学法科大学院修了者の合格者の出身大学の内訳は、中央大学の出身者は202名中50名で全体の約24.8%に過ぎず、

その他は慶應大学23人(11.4%)、早稲田大学22人(10.9%)、明治大学17人(8.4%)、東京大学15人(7.4%)、一橋大学8人(3.96%)、東北大学6人(2.97%)と他の大学出身者が占めている。これまでの中央大学法科大学院出身の累計合格者は1,209名であるから、単純計算すると約900名くらいの中央大学出身以外の中央大学法科大学院出身の法曹が誕生していることになる。

このように中央大学法科大学院の頑張りにより、旧司法試験時代に一時低迷していた『法科の中央』の復活のきざしが見えてきた。しかし、法科大学院は現在曲がり角に来ていると言われる。別表2の通り合格率が10%以下の実績しかあげられない法科大学院が多数あり、これらは統廃合の危機に瀕している。法科大学院は、合格率の低迷、大量増員による就職難のため志望者が激減し、各法科大学院は生き残りをかけた熾烈な戦いを続けていると聞く。

合格者数第1位に輝いた中央大学法科大学院といえど安閑としていられるものではなく、優秀な学生を集め、合格者数を維持・伸長させていくためには、これまで以上の努力が必要である。中大法曹会としてもこれからも精一杯のサポートをし、真の『法科の中央』の復活を実現させたいものである。

別表1

平成24年新司法試験法科大学院別合格者数・合格率

合格者数順位	法科大学院名	受験者数	合格者数	合格率	合格率順位
1	中央大学	489	202	41.3%	8
2	東京大学	379	194	51.2%	5
3	慶應大学	347	186	53.6%	4
4	早稲田大学	472	155	32.8%	12
5	京都大学	280	152	54.3%	3
6	明治大学	401	82	20.4%	20
7	一橋大学	135	77	57.0%	2
8	大阪大学	177	74	41.8%	7
9	神戸大学	131	60	45.8%	6
10	予備試験	85	58	68.2%	1
11	北海道大学	159	54	34.0%	11
12	九州大学	202	53	26.2%	15
13	同志社大学	229	44	19.2%	23
14	名古屋大学	135	44	32.6%	13
15	立命館大学	236	43	18.2%	26
16	首都大学東京	101	40	39.6%	9
17	上智大学	183	38	20.8%	19
17	東北大学	173	38	22.0%	17
19	関西学院大学	186	27	14.5%	40
20	関西大学	184	22	12.0%	47
20	日本大学	185	22	11.9%	48
22	千葉大学	66	21	31.8%	14
23	立教大学	112	19	17.0%	31
23	広島大学	91	19	20.9%	18
25	大阪市立大学	102	18	17.6%	28
26	法政大学	162	17	10.5%	55
27	成蹊大学	99	16	16.2%	34
27	学習院大学	85	16	18.8%	25
29	愛知大学	37	14	37.8%	10
30	専修大学	105	12	11.4%	50
30	横浜国立大学	83	12	14.5%	41
30	甲南大学	89	12	13.5%	43
30	創価大学	92	12	13.0%	44
30	岡山大学	78	12	15.4%	36
30	南山大学	70	12	17.1%	30
30	西南学院大学	62	12	19.4%	22
30	新潟大学	63	12	19.0%	24
38	筑波大学	63	9	14.3%	42
38	近畿大学	37	9	24.3%	16
40	名城大学	72	8	11.1%	51
40	駿河台大学	105	8	7.6%	61
40	青山学院大学	68	8	11.8%	49
40	山梨学院大学	49	8	16.3%	33
40	広島修道大学	44	8	18.2%	27
40	中京大学	41	8	19.5%	21
46	神奈川大学	63	7	11.1%	51
46	東洋大学	65	7	10.8%	54
46	金沢大学	48	7	14.7%	39
46	琉球大学	42	7	16.7%	32
46	白鷗大学	40	7	17.5%	29
46	静岡大学	47	7	14.9%	38
52	大宮	124	6	4.8%	69
52	桐蔭横浜大学	99	6	6.1%	63
52	熊本大学	49	6	12.2%	45
52	関東学院大学	39	6	15.4%	36
56	明治学院大学	106	5	4.7%	71
56	大東文化大学	65	5	7.7%	60
56	駒澤大学	51	5	9.8%	56
56	獨協大学	89	5	5.6%	65
56	東海大学	51	5	9.8%	56
56	福岡大学	31	5	16.1%	35
62	龍谷大学	89	4	4.5%	73
62	信州大学	54	4	7.4%	62
62	鹿児島大学	37	4	10.8%	53
62	東北学院大学	43	4	9.3%	58
62	北海学園大学	33	4	12.1%	46
67	國學院大學	59	3	5.1%	68
67	京都産業大学	63	3	4.8%	70
67	大阪学院大	54	3	5.6%	66
67	久留米大学	35	3	8.6%	59
71	香川・徳島大学	39	2	5.1%	67
71	島根大学	34	2	5.9%	64
71	愛知学院大学	43	2	4.7%	72
74	神戸学院大学	32	1	3.1%	74
75	姫路獨協大学	19	0	0.0%	75
	合計	8,387	2,102	25.1%	

別表2

新司法試験法科大学院別累計合格者

法科大学院名	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		累計	
	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位	合格者 合格率	順位
東京大学	120 70.6%	2	178 58.6%	1	200 54.6%	1	216 55.5%	1	201 48.9%	1	210 50.5%	1	194 51.2%	2	1,319 54.2%	1
中央大学	131 54.8%	4	153 52.4%	6	196 55.7%	2	162 43.4%	2	189 43.1%	2	176 38.2%	3	202 41.3%	5	1,209 45.7%	2
慶應義塾大学	104 63.4%	3	173 63.8%	2	165 56.5%	3	147 46.4%	3	179 50.4%	3	164 47.9%	4	186 53.6%	4	1,118 53.5%	3
京都大学	87 67.4%	4	135 64.0%	2	100 41.5%	11	145 50.3%	3	135 48.7%	4	172 54.6%	4	152 54.3%	5	926 53.2%	4
早稲田大学	12 63.2%	22	115 51.6%	5	130 37.7%	4	124 32.6%	5	130 32.7%	5	138 31.9%	5	155 32.8%	4	804 35.4%	5
明治大学	43 45.3%	6	80 40.0%	6	84 31.8%	6	96 31.0%	6	85 25.4%	6	90 24.0%	6	82 20.4%	6	560 28.3%	6
一橋大学	44 83.0%	5	61 63.5%	2	78 61.4%	7	83 62.9%	7	69 50.0%	8	82 57.7%	7	77 57.0%	7	494 60.0%	7
神戸大学	40 64.5%	7	46 50.5%	12	70 54.7%	8	73 49.0%	8	49 34.0%	12	69 46.6%	8	60 45.8%	9	407 47.7%	8
同志社大学	35 39.8%	8	57 35.4%	9	59 28.1%	9	45 19.1%	13	55 21.0%	11	65 23.5%	9	44 19.2%	13	360 24.6%	9
立命館大学	27 26.2%	10	62 36.7%	7	59 28.8%	9	60 24.7%	10	47 18.9%	14	40 15.3%	15	43 18.2%	15	338 23.0%	10
大阪大学	10 47.6%	24	32 43.8%	17	49 38.6%	14	52 33.5%	11	70 38.9%	7	49 28.7%	11	74 41.8%	8	336 37.2%	11
北海道大学	26 68.4%	11	48 49.0%	10	33 30.6%	19	63 40.4%	9	62 43.1%	9	48 30.0%	12	54 33.9%	11	334 38.7%	12
東北大学	20 47.6%	13	47 49.0%	11	59 46.5%	9	30 19.5%	19	58 36.5%	10	54 31.8%	10	38 21.9%	17	306 33.2%	13
名古屋大学	17 60.7%	16	41 63.1%	13	32 32.7%	21	40 33.3%	14	49 35.3%	12	43 31.6%	13	44 32.6%	13	266 36.9%	14
九州大学	7 53.8%	28	29 39.2%	20	38 36.2%	16	46 26.4%	12	46 26.3%	15	42 21.0%	14	53 26.2%	12	261 27.7%	15
上智大学	17 33.3%	16	40 42.6%	14	50 41.7%	13	40 27.8%	14	33 19.6%	17	39 20.2%	16	38 20.8%	17	257 27.0%	16
関西学院大学	28 43.7%	9	39 30.0%	16	51 30.4%	12	37 19.4%	16	37 20.3%	16	26 14.6%	22	27 14.5%	19	245 22.3%	17
首都大学東京	17 43.6%	16	28 40.6%	21	39 49.4%	15	34 39.1%	18	30 29.7%	20	38 31.7%	17	40 39.6%	16	226 37.9%	18
関西大学	18 36.0%	14	32 24.6%	17	38 20.3%	16	35 16.9%	17	32 14.5%	18	35 16.7%	18	22 12.0%	20	212 17.8%	19
千葉大学	15 55.6%	19	40 64.5%	14	34 49.3%	18	24 37.5%	22	30 43.5%	20	29 39.2%	21	21 31.8%	22	193 44.8%	20
大阪市立大学	18 69.2%	14	31 43.1%	19	33 40.2%	19	24 25.0%	21	24 26.1%	21	31 25.0%	19	17 17.6%	26	176 29.9%	21
法政大学	23 37.1%	12	24 18.8%	22	32 23.7%	21	25 18.1%	20	24 14.5%	22	31 16.9%	19	17 10.5%	26	176 18.1%	22
立教大学	7 38.9%	28	17 28.8%	26	21 22.8%	25	25 22.3%	20	24 20.7%	22	17 13.8%	27	19 16.9%	23	130 20.6%	23
学習院大学	15 30.6%	19	19 28.4%	24	20 23.0%	26	21 24.4%	24	19 20.2%	25	18 22.5%	25	16 18.8%	27	128 23.4%	24
日本大学	7 13.0%	28	14 12.6%	28	26 17.6%	23	20 13.1%	26	21 12.9%	24	12 6.5%	31	22 11.9%	30	122 12.2%	25
専修大学	9 17.6%	25	19 25.0%	24	20 22.7%	26	17 20.5%	26	30 19.6%	19	17 14.4%	27	12 11.4%	30	113 18.3%	26
横浜国立大学	5 50.0%	32	13 34.2%	29	24 36.9%	24	20 25.3%	26	17 19.1%	28	13 13.5%	30	12 14.5%	30	104 22.6%	27
広島大学	3 25.0%	41	11 34.4%	31	19 36.5%	28	21 25.0%	24	16 20.8%	30	10 12.5%	36	19 20.9%	23	99 23.1%	28
成蹊大学	11 44.0%	23	16 38.1%	27	17 37.8%	29	14 20.6%	32	11 11.8%	34	11 12.1%	33	16 16.2%	27	96 20.7%	29
創価大学	8 57.1%	26	20 51.3%	23	13 21.7%	35	12 15.8%	36	18 19.6%	27	12 13.9%	31	12 13.0%	30	95 20.7%	30
愛知大学	13 72.2%	21	7 25.9%	44	16 45.7%	30	20 48.8%	26	14 31.8%	31	8 22.2%	39	14 37.8%	29	92 38.7%	31
南山大学	5 50.0%	32	10 38.5%	34	15 30.6%	33	18 30.5%	29	10 13.7%	37	21 26.3%	24	12 17.1%	30	91 24.8%	32
甲南大学	5 27.8%	32	11 25.0%	31	12 16.9%	36	17 18.2%	30	11 10.0%	34	18 16.1%	25	12 13.5%	30	86 16.0%	33
岡山大学	4 33.3%	37	10 43.5%	34	11 31.4%	37	13 25.0%	34	8 15.1%	43	23 31.5%	23	12 15.4%	30	81 24.8%	34
新潟大学	5 50.0%	32	8 22.2%	40	9 18.0%	41	14 17.3%	32	9 11.0%	40	8 10.4%	39	12 19.0%	30	65 16.3%	35
山梨学院大学	6 54.5%	31	10 32.3%	34	7 17.5%	45	12 26.1%	35	14 27.5%	31	7 15.6%	44	8 16.3%	40	64 23.4%	36
明治学院大学	8 44.4%	26	11 20.4%	31	16 21.6%	30	9 11.7%	40	9 10.3%	40	5 4.5%	52	5 4.7%	56	63 11.9%	37
金沢大学	1 50.0%	48	8 33.3%	40	4 8.5%	55	11 22.4%	38	17 26	28	15 23.4%	29	7 14.6%	46	63 21.9%	37

法大
大東
千葉
青山
東京
西京
駿河
名大
近畿
桐蔭
福福
駒澤
広島
中京
神奈
獨協
関東
琉球
筑波
熊本
國學
静岡
大東
北海
久留
龍谷
白鷗
東海
香川
京都
東北
神戸
鹿児島
愛知
姫路
合

法科大学院名	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		累 計	
	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位	合格者 合格者	順位 順位
大宮法科大学院	6 14.0%	49 59	16 19.8%	30 42	12 14.8%	35 47	12 10.2%	33 56	9 6.4%	38 61	6 4.8%	52 69	61 10.4%	39 59		
予備試験													68.2%	1	68.2%	1
青山学院大学	5 35.7%	32 38	7 17.5%	44 56	15 24.6%	33 29	8 9.0%	42 61	3 3.6%	62 71	8 9.4%	39 49	8 11.8%	40 49	54 12.3%	41 52
東洋大学	4 16.7%	37 50	12 27.3%	30 39	4 7.3%	55 68	5 7.1%	51 65	7 9.1%	49 59	11 12.5%	33 40	7 10.8%	46 54	50 11.8%	42 55
西南学院大学	2 50.0%	45 18	7 25.0%	44 42	2 4.3%	65 69	10 14.9%	39 46	8 11.1%	43 51	6 7.7%	50 52	12 19.4%	30 22	47 13.2%	43 48
駿河台大学	2 9.5%	45 52	9 19.6%	37 53	11 13.1%	37 55	4 5.0%	57 72	7 7.6%	49 61	5 4.6%	52 64	8 7.6%	40 61	46 8.6%	44 67
名城大学	2 40.0%	45 33	6 30.0%	49 34	5 16.1%	51 50	7 18.9%	44 33	10 20.0%	37 28	7 9.7%	44 48	8 11.1%	40 51	45 15.7%	45 44
近畿大学	3 50.0%	41 18	2 11.8%	62 62	4 16.0%	55 51	9 18.0%	40 37	8 14.0%	43 41	3 13.8%	39 38	9 24.3%	38 16	43 17.2%	46 39
桐蔭横浜大学			9 25.7%	37 41	8 12.7%	42 56	8 12.9%	42 49	6 7.2%	53 63	6 6.9%	50 57	6 6.1%	52 63	43 10.0%	46 61
福岡大学	3 60.0%	41 12	6 42.9%	49 17	10 30.3%	40 26	7 18.4%	44 34	8 22.2%	43 21	3 8.1%	63 51	5 16.1%	56 35	42 21.6%	48 30
駒澤大学	1 5.6%	48 54	8 21.6%	40 48	11 23.4%	37 31	5 10.4%	51 57	9 13.2%	40 43	2 2.5%	66 71	5 9.8%	56 56	41 11.8%	49 56
広島修道大学			6 28.6%	49 37	7 20.0%	45 40	6 12.8%	48 50	7 11.7%	49 49	7 14.3%	44 35	8 18.2%	40 27	41 16.0%	49 42
中京大学			4 22.2%	55 46	8 22.2%	42 35	6 15.8%	48 41	6 14.3%	53 40	8 20.5%	39 24	8 19.5%	40 21	40 18.7%	51 35
神奈川大学	4 30.8%	37 41	8 32.0%	40 33	5 12.2%	51 58	4 6.6%	57 68	8 15.1%	43 36	4 6.6%	57 58	7 11.1%	46 51	32 12.7%	50 50
獨協大学			6 20.0%	49 52	8 20.0%	42 40	5 7.6%	51 64	3 3.7%	62 70	11 11.5%	33 43	5 5.6%	56 65	38 9.5%	53 64
関東学院大学	1 6.7%	48 53	9 39.1%	37 22	4 9.5%	55 63	7 12.5%	44 51	3 5.5%	62 65	5 10.9%	52 44	6 15.4%	52 36	35 12.7%	54 49
琉球大学			7 43.8%	44 14	3 12.5%	63 57	4 10.0%	57 59	5 13.2%	57 44	7 16.7%	44 27	7 16.7%	46 32	33 16.3%	55 40
筑波大学					5 19.2%	51 43	3 8.8%	65 62	11 25.6%	34 19	4 7.3%	57 55	9 14.3%	38 42	32 14.1%	56 47
熊本大学	1 25.0%	48 45	2 10.0%	62 63	7 21.2%	45 38	5 15.6%	51 43	7 20.6%	49 25	4 10.3%	57 46	6 12.2%	52 45	32 15.2%	56 45
國學院大學	1 50.0%	48 18	6 21.4%	49 49	4 10.0%	55 62	6 10.9%	48 55	5 7.4%	57 62	5 6.9%	52 56	3 5.1%	67 68	30 9.3%	58 65
静岡大学					2 11.8%	65 60	4 11.1%	57 54	6 16.2%	53 35	7 14.9%	44 32	7 14.9%	46 38	26 14.1%	59 47
大東文化大学	4 21.1%	37 48	4 11.1%	55 63	6 16.2%	49 49	3 7.0%	65 67	2 4.3%	69 69	2 2.9%	66 68	5 7.7%	56 60	26 8.2%	59 68
北海学園大学					2 15.4%	65 52	7 29.2%	44 16	3 9.7%	62 58	10 27.0%	36 15	4 12.1%	62 46	26 18.8%	59 34
久留米大学	1 25.0%	48 45	1 3.4%	67 67	5 11.9%	51 59	5 10.0%	51 59	6 11.8%	53 48	4 7.7%	57 52	3 8.6%	67 59	25 9.5%	62 63
龍谷大学					2 8.3%	65 67	5 10.4%	51 57	8 11.4%	43 50	5 6.5%	52 60	4 4.5%	62 73	24 7.8%	63 70
白鷗大学	3 50.0%	41 18	4 21.1%	55 50	2 9.5%	65 63	4 16.7%	57 40	2 5.7%	69 64	1 2.5%	71 72	7 17.5%	46 29	23 12.4%	64 51
東海大学	0 0%	55 55	2 12.5%	62 61	4 11.8%	55 60	3 6.0%	65 69	2 3.6%	69 71	7 9.9%	44 47	5 9.8%	56 56	23 8.2%	64 69
香川・愛媛大学			3 33.3%	59 30	3 14.3%	63 54	3 7.1%	65 65	10 19.2%	37 32	2 4.5%	66 65	2 5.1%	71 67	23 11.1%	64 57
京都産業大学	0 0%	55 55	7 19.4%	44 54	4 8.8%	55 65	1 2.0%	73 74	4 5.4%	60 67	3 3.2%	63 67	4 4.8%	67 70	22 6.1%	67 72
東北学院大学			3 9.4%	59 64	7 18.9%	45 44	4 12.1%	57 52	2 5.1%	69 68	2 5.6%	66 63	4 9.3%	62 58	22 10.0%	67 61
神戸学院大学	0 0%	55 55	4 36.4%	55 26	6 33.3%	49 19	3 10.7%	65 56	4 10.3%	60 55	1 2.6%	71 69	1 3.1%	74 74	19 11.2%	69 56
鳥根大学	1 100%	48 1	3 16.7%	59 57	4 15.4%	55 52	1 4.3%	73 73	3 10.3%	62 53	4 8.7%	57 50	2 5.9%	71 64	18 10.2%	70 60
信州大学					0 0%	72 72	4 15.4%	57 44	5 12.2%	57 46	4 7.7%	57 52	4 7.4%	62 62	17 8.9%	71 66
大阪学院大			2 14.3%	62 58	1 3.6%	70 71	2 5.6%	70 71	3 5.5%	62 65	2 2.6%	66 69	3 5.6%	67 66	13 4.9%	72 74
鹿児島大学			2 8.0%	62 65	1 4.3%	70 69	2 5.7%	70 70	0 0%	73 73	3 6.3%	63 62	4 10.8%	62 53	12 6.0%	73 73
愛知学院大学					0 0%	72 72	4 15.4%	57 44	3 8.8%	62 60	1 2.4%	71 73	2 4.7%	71 72	10 6.3%	74 71
姫路獨協大学	0 0%	55 55	1 5.3%	67 66	0 0%	72 72	2 7.7%	70 63	0 0%	73 73	0 0%	74 74	0 0%	75 75	3 2.0%	75 75
合 計	1,009 48.3%		1,851 40.2%		2,065 33.0%		2,043 27.6%		2,074 25.4%		2,063 23.5%		2,102 25.1%		13,207 28.9%	

ホームカミングデーに参加して

事務局次長

▶ 中井 淳



平成24年10月28日、中央大学多摩校舎でホームカミングデーがあり、中大法曹会としては、このホームカミングデーにおいて無料法律相談会を実施いたしました。当日は、坂巻國男幹事長、石田茂事務局長、中大法曹会事務局次長の弁護士合計6名の弁護士が参加をし、それとともに、本年度は、初めての試みとして、椎橋隆幸中央大学法科大学院法務研究科長のご提案で、中央大学法科大学院から8名の法科大学院生に参加してもらい、弁護士とともに実際の法律相談に立ち会ってもらいました。

本年度のホームカミングデー当日は、午前9時30分ころにベデ上に設置された中央大学法曹会無料法律相談会の実施テントの下に集合をしましたが、前日からの大雨の影響でテント内に水が溜まってしまい、法科大学院生とともに協力して溜まった水をモップで掻き出すところから始まりました。

無料相談会は、午前10時ころから開始されました。相談については、時間無制限で、OBの

方が相談に来られた際に、その場で待機をしている弁護士がランダムに相談を受けるという方法で行いました。当日も雨に見舞われてしまったことから、例年に比べるとホームカミングデー全体の参加者が少なく、そのため、無料法律相談に来られる方も少なめではありましたが、それでも、相続問題、土地問題、税金問題などの多種多様な相談に来られる方があり、各相談担当弁護士が法科大学院生とともに、熱心に相談にあたっていました。また、相談者の方には、法科大学院生が立会うことについて事前に了解を求めるようにしましたが、相談者の方も、立ち会っているのが、中央大学法科大学院生の学生ということで、快く立会を了承してもらうことができました。法科大学院生も六法を片手に熱心に相談に聞き入り、相談後には、弁護士から相談内容についてレクチャーを受けたり、弁護士と一緒に議論をしたり、相談内容について学生同士で意見交換をしたりしており、法科大学院の学生にとっても、非常に有意義な

相談となっていました。中には、税理士さん、社労士さんなどに相談した方がよいような相談もあり、この場合は、近くのテントで無料相談を行っている税理士会、司法書士会、社労士会などに相談を回すなど、まさにホームカミングデーならではの中央大学出身の専門家が連携した「ワンストップ」の相談会となりました。

昼食時には、順番に弁護士と法科大学院生が共に出店で食事をし、そこで、法科大学院の状況、弁護士業界のこと、弁護士の仕事の雰囲気などについて意



見交換もできました。法科大学院生の学生は、昨今の弁護士の就職状況に大きな不安をもっており、様々な弁護士事務所の状況などについて情報を求めたりしていました。

無料相談会は、午後4時ころまで行い、その後、参加弁護士全員と法科大学院生で、高幡不動の居酒屋で打ち上げ会を行い、共に楽しい時間を過ごすことができました。

私は、いままで数回ホームカミングデーの無料法律相談会に相談担当弁護士として参加をしておりますが、例年ホームカミングデーにおける中大法曹会の無料相談会を心待ちにして、様々な資料を片手に相談に来られるOBの方が多くいらっしゃっております。OBの方々も、中大出身の弁護士に気楽に相談をしたいという意向があるためか、相談も雑談を交えながら和気あいあいとしたもので。実際に相談に来られた中大OBの方には、無料相談会の企画は好評を博しています。この無料相談会は、ホームカミングデーにおける中大法曹会の存在感を示すことのできるすばらしい企画だと思います。今年は、初めて中央大学法科大学院生の参加もありましたが、法科大学院生にとっても、平素の机の上での勉強の中では得られない実地の法律問題を考えるよい機会になったと思いますし、得難い貴重な体験になったと思います。また、各学生のモチベーションの向上にも有意義だったと思います。中央大学法科大学院の学生は、

必ずしも中央大学の卒業生ではないのですが、中央大学の卒業生ではない学生さんに対しても、中央大学に対する親近感をもってもらい、中央大学法曹会の活動を知ってもらうよい機会だったと思います。

私としては、本年のように、ホームカミングデーにおいて無料相談会を実施し、法科大学院生に立ち会ってもらうことは、中大法曹会にとっても、法科大学院にとっても非常に有益なことだったと思います。法科大学院生の参加によって、この無料相談会が、ホームカミングデーに来られたOBの方たちに中大法曹会の存在を示すという意味のみならず、中央大学法科大学院生に中大法曹会を知ってもらい、無料相談会に出席した学生さんたちが、中大出身の弁護士と交流する機会にもなりました。また、参加した学生さんたちが法曹になったあかつきには、中央大学法曹会の活動に参加してもらうことの動機付けにもなるという新たな意義が付け加わったものと思います。来年度以降も、このホームカミングデーの無料相談会に法科大学院生が立ち会うというかたちでの無料相談会の実施ができるとよいと思いました。

⑨ 中央大学法曹会



法曹演習を担当して

事務局次長

▶ 松田 啓



法曹演習について

法曹演習は、法学部1年生を対処とし、弁護士、検察官等の実務家が、少人数のゼミ形式で行うものです。演習は、通年ではなく、夏休み明けの秋学期に行われます。

平成24年度は、講師は30名で、講師の派遣には、法曹会も協力しています。

演習の目的は、「生きた法の運用に携わっている諸君の先輩法曹と直接に接することで、法曹の役割と法曹という職業の魅力を感じてもらいたいという点にあります。」とされています。

実際にどのようなゼミを行うかは、全面的に講師にゆだねられており、学生への募集要項を見ても判例の読解をするものとか、実際に扱った事件を題材にするものとか、様々なものがあります。

平成24年度の法曹演習が終了した後、法学部が受講生にアンケートをとったところ、49パーセントが「期待以上だ」、29パーセントが「期待どおり」という結果であり、期待どおりとまではいかなかったが、概ね満足している」の14パーセントを加えると、なんと92パーセントが法曹演習に満足しているというものでした。

法曹演習は、平成5年度から始まっていますが（当初の名称は「司法演習」でした）、20年間続いているということは、前記のアンケート結果にもあるとおり、学生にも魅力のあるカリキュラムとしてなっている結果だと思われます。実務家を多数輩出している中大ならではの特色のあるカリキュラムとです。

私も、一時、別の講座に移っていた時期もありますが、「法曹演習」に名称が変わった平成

16年度から、担当していますので、実際にどのようなことを行っているかご紹介したいと思います。

私のゼミのテーマ

テーマは、「実務から理解するリーガルマインド」と称していますが、その名のとおり、できるだけ実務に即して、もっぱら法的な考え方の「技術的な仕組み」を身につけてもらうことを目的としています。

「技術的な仕組み」というのは、私自身、法曹会の諸先輩からするとまだまだ未熟であり哲学的なことは語れないという点もありますが、様々な「考え方」のうち、「法的な考え方」の特色は、その特殊な技術的側面にあり、それを身につけられれば、今後の勉強もスムーズに進むものと思われたからです。

岩波新書「法とは何か」では、「法の技術的な仕組みはもちろん重要ではあるが、第二義的なことに過ぎない。私たちはその技術に迷わされることなく、技術の背後にある法の精神を見抜かなければならない。（中略）法の精神とは、一言で言えば正義である。（中略）この原点を忘れた者は法について語る資格はない。このような人が、法を学び、使うことは、むしろ有害である。」と書かれています。

この考えからすれば、私の演習は邪道と言うことになるでしょう。

ですが、まずは、その単純明快な「技術な仕組み」を身につければ、法というものがどういうものであるかを理解することができ、その後で、複雑な応用技術を身につけてもらい、「正義」についてそれぞれ考えてもらえばいいと思います。

単純明快な基本的技術論を前面に押し立てているわけです。

「技術的な仕組み」を教えると言っても、教えるのは、①「要件」→「効果」が基本構造である。②「要件」、「効果」の意味は、まずは条文の文言に忠実に従い理解する、それでもわからない場合、あるいは結論が不当な場合は、「趣旨」「原理」「原則」から解釈する。③法律家の仕事は、事案を、「要件」→「効果」の構造に分解し、フローチャートのように整理して、結論を導き出すことである、という点に限りました。

もちろん、演習での私の話は、初学者が法の初歩を理解できるよう、デフォルメしたものであり、私の言うことはかなり偏っていることも伝えてあります。

具体的なゼミの内容

ゼミの内容は、深く追求できるようなネタはないので、次々とテーマを変え、バラエティに富んだものにしようと思い、次のようなものになりました。しかし、いずれも行き着くところ、前記の「技術的な仕組み」の話に戻るようになりました。

- ①刑事手続きの流れ
- ②民事手続きの流れ

- ③憲法、民法の判例読解
- ④文章の書き方

この中で、受講生に後で聞いたところ、好評だったのは、「模擬法律相談」でした。

「模擬法律相談」は、民事手続きの流れのなかでの冒頭で行いました。

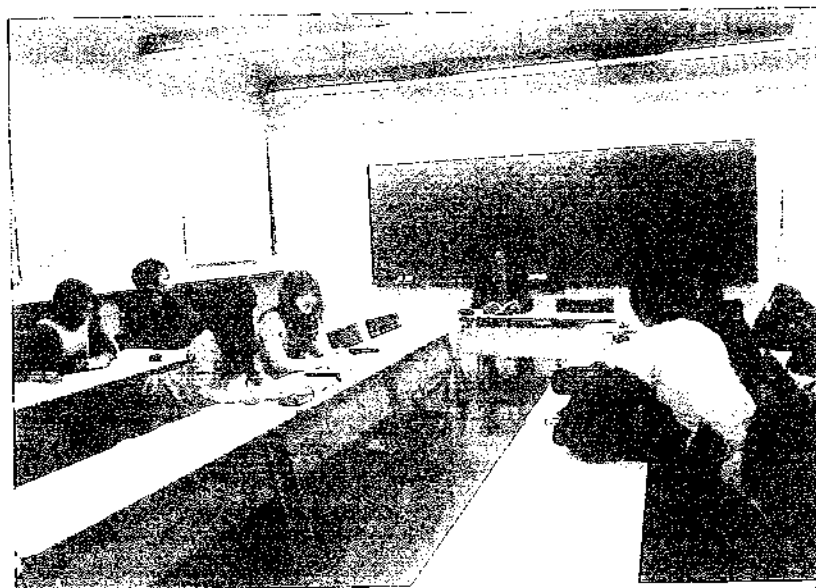
「模擬裁判」とは違い、予め何も用意せず、受講生に設定を作らせました。

相談者、紛争の相手方それぞれの性別、年齢、職業、経歴、家族構成、いつ、どこで、どのようなトラブルが生じたのかを、受講生を順番に当て、自由に設定させるのです。

実際に作った事例は次のようなものでした。

相談者は、80歳のおばあちゃん、化粧品製造会社の創業者で会長であり、娘が現社長で、息子がライバル会社に入ってしまった。相手方は、18歳の作業員で、ガールフレンドにプレゼントするための香水を購入しようとして、店で、相談者の会社の香水のテスターをかけたところ、かぶれて全治3ヶ月の重傷を負い、損害賠償を請求してきている。

最初は、80歳のおばあちゃんと、18歳の作業員との間で、化粧品店でどのようなトラブルが生じるのかと、冷や冷やしましたが、なんとか、トラブルの形は作れました。概要ができたところで、PL法その他の特別法の話は抜きにし、一般の民法の不法行為の話にすることとし、私



の方から、不法行為の要件について、簡単に解説しました。

その上で、受講生が弁護士であれば、相談者にさらに何を聞くのか、そして、それを聞く理由は何か説明させました。

「かぶれたと言うが、原材料が問題なのか、それとも製造過程での汚染が問題なのか」、「相手方の特異体質が原因であったのか否か」等、因果関係に関して詰める質問とか、さらに、原材料が原因であったとして、「その原材料は香水に一般的に使われているものか否か」「かぶれについての注意書きはどうであったか」等、過失についての質問が考えられ、その他様々な質問がでてきました。

その一方で、おばあちゃんが苦勞して、会社を創業したこと、あるいは、息子がライバル会社に勤めてしまったことは賠償請求権に関係しているのか等、心情的には同情するようなことも、法的な要件には関係ないので、無視するということも解説しました。

ただし、息子がライバル会社に勤めていることについては、そのライバル会社では、かぶれの問題がわかってきたので、問題の原材料は使わなくなり、そのことを息子は、相談者、娘にも話していたという話だったら変わってくるというように、何が要件に関係してきて、何が関係しないかは、ケースバイケースであることも話しました。

以上のように、「要件」→「効果」という構造は、簡単であっても、実際の事案の中から、その要件に関係してくることをピックアップし、逆に関係ないことを排除していくことを理解してもらいというのがテーマでした。

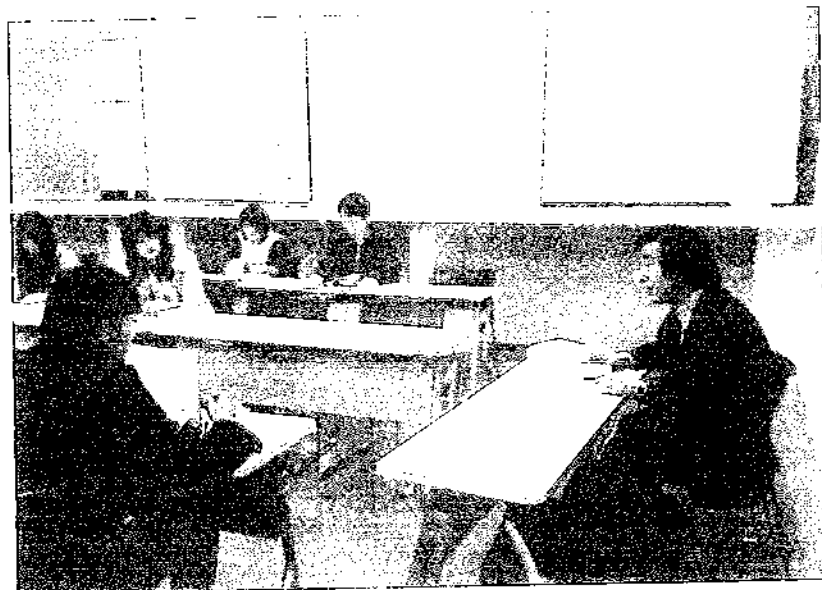
また、憲法と民法の判例の読解も行いました。それぞれ、最高裁判決のあるもので、一審からの判決と簡単な設問のメモを予め渡し、渡し、ゼミでは、その設問についての回答を求めるという形式で行いました。

選んだ判例は、地裁棄却、高裁認容、最高裁棄却というように審級ごとに結論が変わってしまったもので、最高裁の結論自体よりも、なぜ、結論が変わってきたのかという点を分析してもらおうと選びました。

また、法的な文章の書き方も、判決文を通じて理解してほしいというのがゼミの意図でした。

最高裁の判決だけでも大部でしたのに、一審の判決からすべて読むのは、受講生にとって、かなり負担だったようです。

ただ、感想の中で、分析すると判決もそれほど難しいものではないという話が出ましたので、ゼミの目的は、ある程度達成できたのではないかと思います。



法曹演習のこれからについて

私の学生時代には、このようなゼミはなく、私自身、授業もろくに出ていなかったと記憶しています。

あの頃と比べれば、学習環境は、格段によくなっていると思いますし、学生も私が1年であった頃と比較するとよく勉強していると思います。

ただ、残念ながら、法曹を志望するものは、少なくなっているように感じられます。

合格者増加の一方での就職難が法曹の魅力を褪せさせたのではないかと思います。

私のゼミの目的は、法曹の魅力というよりも、中大の法科に来た以上、法律家的な考え方を理解してもらおうというものです。ですから、冒頭で紹介した「法曹演習」の目的、法曹という職業の魅力を伝えるというのとはちょっとずれているのかもしれませんが、ただ、数少ない法曹志望者に対して、その勉強の道しるべの一端にでもなれたらと思っています。

法曹演習を担当している講師は、それぞれの経験を生かし、様々なテーマで、学生に対し、伝えたい何かを伝える努力をしています。

その努力の結果が、92パーセントの学生が、「法曹演習」に満足しているアンケートに現れているのだと思います。

先輩が後輩を、まさに口伝てで指導していくという中大の伝統が「法曹演習」に端的に表れています。

今後も、次々と新たな世代が、講師となり、後輩に伝えるべき事を伝えていき、中大の伝統を守っていくことを期待しています。

人事委員会活動報告



人事委員会委員長

千葉昭雄

中央大学法曹会人事委員会は、幹事長の諮問に基づいて、法曹会が学校法人中央大学、中央大学学会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする委員会である。委員長には、恒例として、前年度法曹会幹事長が就任している。

1 本年度の幹事長からの諮問事項は次の通りである。

- (1) 現下および将来の状況を見据えて、学校法人中央大学、中央大学学会、その他の関係機関にその職に最適な人材を推薦されたい。
- (2) 将来の人事構想を念頭において、学校法人中央大学、中央大学学会、その他各種機関への人事推薦制度がどうあるべきか検討されたい。

2 本年度、当委員会は各種推薦候補者につき最適な人材を推薦し、執行部は当委員会の推薦に基づき下記の通り推薦した。

- (1) 推薦日 平成24年12月10日

①白門奨学会評議員

水 庫 正 裕 渡 辺 一 成

②白門奨学会選考委員

大 谷 隼 夫

- (2) 推薦日 平成25年2月9日

学校法人中央大学

中央大学多摩学生研究棟運営委員会委員

石 田 茂

- (3) 推薦日 平成25年2月9日

学校法人中央大学

法職講座運営委員会委員

松 田 啓 渡 辺 一 成

- (4) 推薦日 平成25年3月1日

学会会長候補者選考会委員

大 高 満 範 坂 卷 國 男

学会副会長候補者選考会委員

大 高 満 範 坂 卷 國 男

学会幹事・会計監事候補者選考会委員

大 高 満 範 金 澤 恭 男

坂 卷 國 男

学会協議員候補者選考会委員

大 高 満 範 金 澤 恭 男

坂 卷 國 男

- (5) 推薦日 平成25年3月1日

学校法人中央大学

選任評議員候補者推薦委員会委員

安 藤 良 一 金 澤 恭 男

嘉 本 益 巳 坂 卷 國 男

林 勘 市

- (6) 推薦日 平成25年4月3日

学校法人中央大学 評議員会議長・副議長

選考委員会委員

大 谷 隼 夫

- (7) 推薦日 平成25年4月5日

学校法人中央大学 選任評議員

大 高 満 範 山 本 孝 宏

大 谷 隼 夫 奈 良 道 博

水 津 正 臣 行 方 美 彦

石 田 茂 根 岸 清 一

山本 隆 幸
(8) 推薦日 平成25年 4月 5日

学会会副会長

石 渡 光 一

学会会会計監事

舟 橋 定 之

学会会常任幹事

石 田 茂 坂 卷 國 男

根 岸 清 一 林 勘 市

学会会幹事

安 藤 良 一 篠 原 由 宏

稲 田 寛 八 木 清 文

大 高 満 範 山 本 隆 幸

小 関 勇 二 横 溝 高 至

若 江 健 雄 水 津 雅 臣

小 笹 勝 章 鈴 木 康 洋

田 宮 武 文 瀬 川 徹

土 井 隆 水 庫 正 裕

行 方 美 彦 森 田 憲 右

山 岸 憲 司 榎 澤 泰

(9) 推薦日 平成25年 4月 8日

理事選考委員

稲 田 寛 大 谷 隼 夫

坂 卷 國 男 山 本 隆 幸

(10) 推薦日 平成25年 4月 15日

評議員選考委員

嘉 本 益 巳 坂 卷 國 男

森 田 憲 右

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長

宮崎万壽夫

1 当委員会の活動内容

当委員会では、毎年、学部学生に対する法廷傍聴会を実施しておりますので、その概要をご報告いたします。

2 法廷傍聴会

・毎年、1回実施しております。具体的には、当日、まず弁護士会館に集合し、簡単な説明等を経て、東京地裁に移動します。午前10時から開廷する刑事裁判の中で、適宜の事件を選択し、参加者をいくつかのグループを分けた上、学生および指導弁護士が傍聴します。

・2011年度は11月2日に実施しました。参加学生は35名、指導弁護士は7名です。傍聴した裁判は傷害事件、出入国管理法違反事件でした。

・2012年度は10月31日に実施しました。参加学生は35名、指導弁護士は6名です。傍聴した事件は、道路交通法違反事件、児童買春事件、常習累犯窃盗事件でした。

・裁判が終了次第、弁護士会館に移動し、グループごとに昼食をとり、その後自由討論、意見交換をします。具体的には、最初に指導弁護士から学生に対し、刑事手続きの流れなどを説明し、その後、当該事件の内容・手続等について学生から感想・意見・質問などがあり、これに対して指導弁護士から説明を加えたりして進行します。学生からは、当日傍聴した事件に限らず、これから発展して、弁護士の日常的な仕事一般などについても質問等があるなど率直で充実した意見交換がなされます。多くの学生にとって、生の法廷を傍聴するの

は初体験であり、実際の裁判を傍聴することによって、教科書や授業とは別の視点を得て、法律への理解が深まった。また、今後の勉強のモチベーションアップにつながった、との感想が多く寄せられ、主催者としてはうれしい限りです。

傍聴会終了後、後日、参加学生は感想文を作成し、大学から送付報告を受けています。こうして毎年、数多くの感謝が寄せられています。

3 今後の活動予定等

当委員会としては、法廷傍聴会は相当の成果を上げているものと認識しており、今後ともより一層充実した内容にて継続活動していきたいと考えています。また、さらなる発展として、学部だけでなく、たとえば法科大学院等を含む関係諸団体等ともより密接連携し、より大きな成果を達成できるように努力していきたいと考えております。今後とも皆様にはご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひしまして、以上にて活動報告とさせていただきます。ありがとうございます。

大学問題委員会活動報告



大学問題委員会委員長

石渡 光一

1 はじめに

当委員会では、中央大学に関する様々な問題を検討するため、別掲の委員の他に法曹会所属の法人理事、監事、前理事にも参加頂いた。

2 諮問事項

幹事長から当委員会に諮問された諮問事項は、下記の通りである。

1. 中央大学の学校運営上問題と考えられる組織面、財政面等の諸課題について検討、提言をされたい。
2. 中央大学法学部の現状を踏まえ、改革すべきと考えられる諸課題につき、検討、提言されたい。

3 日程

第1回委員会を平成23年9月27日に開催し、その後はほぼ毎月1回約2時間の委員会を開催してきた。平成23年中に4回、平成24年中に10回、平成25年に4回、合計18回開催した。

4 活動

- (1) 諮問事項1は広範に亘るので、今何をなすべきか、何ならば出来るかとの観点から、先ず現状・問題点の把握と対応策を検討すべく、自由な討議を行った。

組織面の問題として、最高意思決定機関としての理事会、評議員会のあり方、執行役員会の適否、人事権、総長・学長の選考方法、都心展開、新学部設置、法科大学院、法職講座、各学部教育の充実、基本規定の見直し等々である。

財政面として、財政体質の改善、その中の収支差額の改善、各収支の改善、運用資産の問題等々である。

諮問事項2については後述のとおり、現状を把握するため橋本基弘法学部長に講演をお願いした。

(2) 意思決定機関の活性化

検討を進めるなかで、法人の意思決定機関である理事会、評議員会における審議が形骸化しており、実質審議がなされていないとの指摘があり、検討した。現在理事会においても評議員会においても、多くの場合議案につき確定した内容の提案がなされ、その説明がなされた上で、ただそのまま承認されているのが実情である。重要な問題については、理事会や評議員会が実質的に検討し決定して、大学の運営に反映させることも有益である。その第一歩として先ず評議員会の活性化を図るべきであると意見が一致し、千葉昭雄委員が主査となって、これに関する提言を取り纏めた。

その方策として、評議員会内に小委員会を設置し、小委員会では継続して本学に拘わる様々な問題を研究・討議する。その結果を評議員会に提出し、評議員会における審議の上、これを理事会を通じて本学の運営に反映させる。これが別紙の平成24年5月10日付け提案である。この提案の実現を促進するため、併せて評議員会内小委員会規程案も作成した。

(3) 法学部の改革

平成24年7月24日拡大委員会を開催し、法学部長橋本基弘教授にお越し頂いて「中央大学法学部の改革について」とのテーマでご講演を頂いた。法学部においては、既に将来構想について検討が進められており、近々その結論が出る予定とのお話しであり、当委員会では、法学部の結論を待つて更に審議をすることにした。当日の講演および審議内容は別紙議事録のとおりである。

(4) 横浜山手校の件

平成24年9月に至り、横浜山手校入試不正事件並びにこれに対する理事会の対応が明らかになった。そこで、これに対して法曹会はどう対応すべきか検討を行った。なお、事実関係については、第三者委員会による調査がなされ、その報告書があるが、

この内容は一般には開示されず、要約書のみが開示された。本学にとって重要事案であるので、関係者には報告書を開示されるべきである。当委員会は、要約書の内容に基づいて討議し、事実関係に争いのある事項についての意見は差し控えることとし、事実関係に争いのない次の事項について検討し、以下の結論を得た。

(i) 理事会における理事長解任決議について

理事会は、本件の責任を問うものとして、平成24年9月24日、理事長と総長を減給処分とする勧告を決議し、これを執行した。理事長は直ちにこれを受諾し、総長も後にこれを受諾した。それにも拘わらず、理事会は、同年10月29日に到り、上記と同様の事実を主たる理由として、理事長を解任する決議をした。

しかし、理事長解任決議については、本学の基本規定上根拠となる規定がない。解任決議はできないと解すべきものである。

仮に、理事長解任を決議出来るとしても、この解任決議は、一事不再理の法理に反し、無効である。

更に、仮に理事長解任を決議出来るとしても、役員の解任については基本規定第19条第3項に規定があり、一般の決議より重い要件を課しているのであるから、理事長についてもこれを類推適用すべきである。そうだとすると、理事長解任決議は、然るべき理由のあるとき、総数の4分の3以上出席した理事会における理事総数の4分の3以上の多数による決議と、評議員会における出席評議員の3分の2以上の多数による議決を要すると解すべきものである。然るに、理事会は評議員会に諮ることもせず、理事会の単純多数により理事長解任を決議した。必要な要件を充たさず、この決議は無効である。

いずれにしても理事長解任決議は無効と言わざるを得ない。

(ii) 後任理事長選任決議について

理事会は、上記の理事長解任決議に引き続いて、現理事のなかから後任理事長を選任する決議をした。しかし、上記のとおり先行の理事長解任決議が無効だとすると、前提事実を欠き、後任理事長選任決議は無効である。

また、理事長の選任については、評議員会内の理事選考委員会において理事長含みの理事を選考し、評議員会ではこれを他の理事とは別に理事長含みの理事として選任し、理事会でもこの理事を理事長に選任することが、古くからの慣行として行われて来た。この慣行は、長い期間に亘って行われて来ており、評議員会の意向を大学運営に反映させる制度として定着しており、慣習となっていると解せられる。然るに、今回の理事長選任は、これらの慣習に基づく手続を経ることなく、いきなり理事会で理事長を選任する旨決議した。急を要する場合には、理事会において理事長代行を定めることが出来る。従って、緊急であっても、評議員会の各手続を経ず、慣習を無視することは許されない。これらの手続を経ない後任理事長選任は無効と言わざるを得ない。

(iii) 入学取消について

横浜山手中学校は、当該受験生を一旦合格とし、受験生側に通知し、受験生側もこれを受けて直ちに入学手続をとり、また学校も入学を許可した。然るに約1ヶ月後に到って、総長の事実上の強い指示に従って、中学校は、その入学許可取消を決定し、当該受験生側に通知した。しかし、第三者委員会の報告は、受験生側に不正入試の責任はなく、入学取消を認めるべき重大な事由は見当たらないと指摘している。入学手続は完了して入学の契約は既に成立しているのであるから、学校側から一方的にこれを取り消すこと

はできない。更に、入学手続を完了して約1ヶ月も経過し、当該生徒側も入学の様々な準備を調えた段階において、入学取消を行うことは、当該生徒に与える影響は甚大なものであることにも配慮しなければならない。第三者委員会は、当該入学取消は重大な人権侵害であると指摘している。神奈川県や文部科学省もこの点を重視しているという。この事態については、直ちに解決されなければならない。

(iv) これらの事項については、早急に改められるべきであって、法曹会としても然るべき提言をするべきであるとの結論に至り、平成25年1月16日付で、以上を骨子とした意見書を幹事長に提出した。

5 おわりに

当委員会での討議を通じて、本学の現状については改善すべき点が多々存在すると認識したが、その対応策並びにその実現の方策については、多くの困難な問題が存在し、提言を纏めるに至らなかった。今後更に議論を深め、積極的に提言していく必要があると痛感した。

平成24年5月10日

中央大学法曹会

幹事長 坂 巻 國 男 殿

大学問題委員会委員長

石 渡 光 一

主査委員 千 葉 昭 雄

評議員会内小委員会設置に関する提言

評議員会内に、同会で審議される諸問題を検討する小委員会を設置すべきである。

1 評議員会の任務と責任

評議員会は、私立学校法第41条に定める学校法人の必置機関であり、且つ、同法第42条に基づき諮問機関として位置づけられている。本学

においては、同条第2項に従い、基本規定（寄付行為）第36条、第37条により、理事長の招集状に記載された議題について議決する議決機関とされている。

そして、評議員会は、理事長が議題を明記して召集する関係から、予め理事会において、評議員会審議事項の承認を得た上で開催されるため、評議員会が法人の最高意思決定機関とも読み取れる。

評議員会の審議事項は、概ね私立学校法第42条第1項各号に定める事項と一致しており、主として事業計画、予算及び事業の実績、決算である。

2 評議員会の活動の現状

評議員会は、理事長からの開催日と議題の通知があり、予算案、決算書、報告書等の資料が送付されて開催されるが、評議員会の当日は、評議員から単発の質問・意見等が出るものの、審議事項について、実質審議するという実体はない。

従って、評議員会は、上記のとおり、本学の経営・運営において重大な任務と責任を担っているのにも拘わらず、理事長から上程される議題をただ追認しているにすぎないのが現状である。

3 本学の経営運営の現況について

現在、我が国は少子高齢化社会と総人口の減少に直面し、社会保障費が拡大しつつあり、財政危機が生じている。その結果、教育機関とりわけ私立学校を設置する学校法人にとっては、就学人口の減少と私学助成をめぐる環境の変化により、私立学校の存立は一段と厳しくなっている。

少子化による就学人口の減少は今後も続くことが予想され、私立大学等の経営改革は待ったなしの状況に直面している。

本学は、従前から帰属収入に占める人件費比率が他校と比較してトップレベルにあり、2012年度には60%を超えるに至っている。そして、

人件費比率が高いため、帰属収入に対する教育研究費の割合が他校に比較して低い。

また、本学は、約277億円を仕組債等で運用しているが、現在約34億円の評価損となっている（2011年12月末現在）。仕組債は、元本保証とはいえ、償還期日が20年後位の長期のものであり、その間の中途解約は、解約ペナルティー条項が厳しく、その返還額は大幅に減額される。従って、仕組債による運用資金を経営・運営資金に使うことが困難な状況となっている。その間、物価上昇によるリスク、発行元が破綻した場合に元本が返還されないリスクもある。

更に、本学は、グローバル化への対応、都心展開への必要性等、戦略性をもって対処しなくてはならない重要課題も抱えている。

4 評議員会に小委員会を設置する必要性について

本学は、上記のとおり、厳しい経営環境のもと、経営・運営について重大な課題を抱えている。経費節減については、毎年努力目標としているが、見るべき成果はあがっていない。私立学校は、経営困難という事態に陥らないため、自らその在り方を見直し、様々な改革を率先して実行することが求められている。

そこで、評議員会は、理事会及び教職員をバックアップするため、これらの課題について継続的に研究・討議するなどして、その任務を果たす必要がある。

そのためには、評議員会内に、小委員会を設置し、常にこれらの課題に付き議論し、評議員会を通じてその成果を本学の経営運営に反映させる必要がある。

よって、本提言をする次第である。

拡大大学問題委員会議事録

1 日時等

- (1) 日 時 平成24年7月24日(火)
- (2) 場 所 霞ヶ関弁護士会館12階
第1東京弁護士会講堂
- (3) 参加者 法学部長橋本基弘先生
(委 員) 石渡光一委員長
安原正之 大高満範
千葉昭雄 金澤恭男
鈴木康洋 稲田 寛
堀合辰夫
(執行部) 坂巻國男幹事長
田中 茂事務局長
藤原 力事務局次長
(会 員) 山本隆幸 村下憲司
根岸清一 厚井乃武夫
矢部耕三 福田純

2 議題

中央大学法学部改革についての意見交換

3 審議内容

- (1) 橋本学長より法学部改革の現状等につき説明
 - ① 現状分析 志願者減(特に西日本からの受験者減)、現在の定員で、入試改革により現在の偏差値を維持していくことは困難、都心部大学も同傾向だが、ロケーション的に中大では厳しく出ている(東海道線、東横線、西武線、東武線へのアクセス難)。
 - ② 中大法学部生の傾向 思考より型(論証パターン等)にはまりたがる、柔軟性の欠如、消極性
 - ③ 法学部改革の議論 現在の実質3学科を2学科にすることは挫折、カリキュラム改革を進めている(2014年3月施行目標。アラカルト方式から公務員・法曹・ビジネス・国際コースへ)。ただし他大学では成功していない例も多い。
グローバル人材育成のためのプログラム
 - ④ 学科体制の検討 法学部・国際関係学

部のバランスが悪いが改革困難、現在1370名定員を1100名程度にしたいが。法学部のガバナンス改革も困難

- ⑤ 法学部の将来について 法学教育は普遍的に必要なものであるが、学ぶ内容の性質上、法学部改革は保守的(地味)にならざるを得ない。

法曹の将来へのインセンティブを示す必要があるが、法学部自体の固定的イメージが難点となっている。

(2) 質疑討論

- ① 今の学生は、法学部に何を求めているのか、どう対応できるのか。
→ 中大第一志望者は4分の1はおり、法律を学びたい意欲は高く、よく勉強している。かつてより教授陣が若返っており、充実した講義がなされている。自身の研究に埋没しないよう授業評価アンケートによるフィードバックも行っている(論文数が少なくなる問題もある)。また多数のゼミが編成されており、より勉強できる環境を整えている。
- ② グローバル人材育成のためには、個性的な先生が必要ではないか。
- ③ 学生の学力が落ちているのではないか。優秀な5%は別として、中間層の落盤傾向があるのではないか。
→ 学生全体の学力は横ばいであるが、かつて20%位いた中間層が減っている。2~3学年でモチベーションの低下により学力低下が見られる。まず5%にはエリート教育を施すとして、中間層のてこ入れの必要がある(インセンティブ付与、奨学金等)。
- ④ ロースクールとの関係について
→ かつては「司法試験・公務員試験に出るところ」等いうことはタブーだったが、言えるような雰囲気になってきた。役に立ってきているので講義に学生が出席するようになってきている。
法職講座については、授業との整合性、

接続性をとれるように考えていきたい。

⑤ 大学・学部のガバナンスについて

→ 大学の経営体制が立ち後れており、改革ができない。踏み込んだ改革が必要。

学部教授会の強さに中大の特殊性がある。
もっとスピーディーになって欲しい。

(文責：藤原)

機構改革実行委員会活動報告



機構改革実行委員長

山岸憲司

反省と期待と

機構改革実行委員長に就任したものの、副委員長と執行部の皆さまにお任せしたまま、日弁連会長選挙に没頭することになり、大変ご迷惑をお掛けいたしました。

中大法曹会の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

ただ、先生方の暖かいご支援を得て、日本全国を行脚し、各地の多くの会員の皆さまと意見交換をし、司法改革を、法曹養成制度改革を、憲法を、原発を、若手支援を、いろいろなことを語り合ってきたことは、私にとっての財産でした。

そういう中で、各地で、中央大学の卒業ということで、私に期待をして下さり、また応援をして下さる方々とも大勢出会うことができました。

中央大学の出身者が厳しい選挙戦に臨んでいるということで、各弁護士会での集会の設定あるいは参加者へのお声がけ、その後の意見交換の後の食事会など、いろいろとお気遣いをいただきました。

お世話になった先生方には改めて御礼を申し上げます。

委員長としての仕事は出来ませんでした。それでも、全国を走り回り、中央大学の同窓生

と語らってきたことで、ある意味では役割の一部は果たせたかなと思っております。

同窓生の集まりについては、各地で結束の強いところとそうでないところとは分かりますけれども、「法科の中央」の行く末について関心を持っておられました。

会員は、それぞれの所属会のことや仕事に忙しく、中大法曹会については、なかなか人を集めるのに苦勞しているという面がありますが、若い会員を中心に様々な企画をしてもらい、また交流の輪を広げていただければと思います。

必ずしもうまくいっているとは言えない法科大学院制度ですが、中央大学の法科大学院は、関係者のご努力によって成果を出していることは、ご同慶の至りです。

また、就職難が強調されている中、中央大学のOBは、面倒見がよいと評価されていることもありがたいことです。

皆さまのご尽力に敬意を表するとともに、有為な人材が巣立っていただけることを期待しています。

進路指導対策委員会活動報告



進路指導対策委員会委員長 若江健雄

1 当委員会は、平成18年に、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組もうという当時の大高満範幹事長の諮問を受け設置されました。

対象は中大ロースクール出身の合格者のみならず、中大出身の新・旧司法試験合格者とし、はば広く進路対策を行おうというものです。

委員会には東京を中心に地方にも指導担当者を置き、合格者からの相談に応じることができるようになっています。ただ、実際には指導の依頼は東京に集中しております。

2 指導体制と指導内容ですが、正副委員長外、事務局長、指導担当弁護士で構成され、指導担当弁護士が合格者に直接面接し、事務所への応募の仕方、履歴書の書き方、面接時の注意などの指導を行っています。当初は、直接事務所への斡旋・紹介も行っていましたが、指導担当者限りでは限界があるため、事務所等から紹介の依頼があれば、それに応ずるという方法をとっております。東京では、指導担当弁護士を6部会にわけ部会長が合格者に対応していますが、なかなかの負担となりますので、できれば担当者の増員を頂きたいと考えております。

3 また、当委員会の活動を広報するため、中央大学法科大学院事務課にお願いし、毎年合格者に当委員会の活動紹介をメールで発信していただいております。また、事務局長の加戸弁護士が、毎年直接法科大学院へ出向き就職ガイダンスとともに、当委員会の広報も行っており、今年は5月21日に予定されております。今後も

中央大学法科大学院とは連携をしていきたいと思っております。

4 委員会設置以来の指導対象者は以下のとおりです。

新60期～61期	16名
新62期	20名
新63期	8名
新64期	12名
新65期	15名
新66期	6名

(平成25年3月29日現在)

5 当委員会は今年度も毎月1回弁護士会で開催しており、各部会担当の指導合格者の動向や就職状況について、情報の交換を行っております。今後も、修習生の就職困難な状況は続くことと思われませんが、当委員会が少しでも中大ロースクールおよび学部出身の合格者の役に立てればよいのですが、東京については前述の通り、指導担当弁護士の増強が必要と思われれます。

関係諸団体交流委員会活動報告



関係諸団体交流委員会委員長

大谷 隼夫

1 中央大学法曹会関係諸団体交流委員会は、従来から継続してきた中大法曹会と南甲倶楽部との意見交換懇親会の開催のみならず、法曹の業務と関わりの深い隣接士業の学会支部等との交流に力を注いできた。

これは、中央大学法曹会の組織の強化拡充をはかるとともに、若手弁護士に日常業務で協力関係にある隣接士業の学会等との面識を広める機会を設け、業務拡大にも結びつけようとするものである。

活動を積極的に進めていくためには、若手会員活動委員会（土井隆委員長）の協力が必要であり、若手会員に対する参加呼び掛けなどで大変お世話になった。この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

2 当委員会の活動状況の一端を申し述べ、ご報告とする。

先ず平成23年度において、中大技術士会との交流を実現した。

技術士とは、科学技術の各分野において、国家試験により専門技術者として認められた有資格者である。

弁護士が製造物責任を含む様々な不法行為責任問題や各種工事、工作物をめぐる請負業者らの責任問題等に取り組むとき、技術士には力強い味方となってもらえると思う。

技術士会側との準備会を重ねて、平成23年10月29日、技術士会総会において、小生が「中大法曹会と中大技術士会との連携」と題して講演し、その後懇親会を行った（若手弁護士

21名出席）。

次いで、11月10日、銀座のレストラン「サンミケーレ」にて、当会の主催により「中大技術士会との懇談会」が開かれ、当会からは、坂巻幹事長ら幹部5名、若手弁護士16名、技術士会からは19名が出席し、盛況のうちに懇親会が開催された。

3 中大技術士会との交流を皮切りに、平成24年度に入ってから以下のとおり、次々と隣接士業、学会支部との交流を重ねた。

平成24年

8月11日 中大技術士会勉強会（中大理工キャンパス）に参加

「低経緯太平洋ソーラーセル帆走発電システム」の勉強会。当会から大谷、小関、小林（力）、小峯の4名が出席。

9月13日 中大会計人会との交流会（弁護士会館、桂）

会計人会は、税理士の会である。吉岡毅会員（一弁）を講師として「事業承継について」の講演会を実施。その後懇親会。当会から24名、会計人会から11名が出席。

10月4日 中大技術士会との交流会（中大理工キャンパス、風我）

技術士会の会長金川護先生を講師として「事故発生の原因調査の実例」について講演会を実施。次いで飲食店「風我」で懇親会を実

施。当会から14名、技術士会から16名が出席。この会には、公認会計士会からも3名が出席。

10月18日 中大行政書士白門会との交流会（駿河台記念館、プリオール）

各参加者から取扱い業務の中で相互協力を要する具体的事例を紹介。次いで懇親会を実施。当会から14名、行政書士会から13名が出席。

11月12日 社会保険労務士白門会との交流会（駿河台記念館、プリオール）

各参加者から仕事内容や労災問題への対応等について報告、質疑。次いで懇親会を実施。当会から19名、社労士会から15名が出席。

平成25年

2月13日 司法書士白門会との交流会（駿河台記念館、プリオール）

司法書士白門会の山北英仁会員を講師として「民事信託の現状と実務上の問題点」の講演会を実施。その後懇親会。当会から23名、司法書士会から14名が出席。

4 南甲倶楽部とは、平成23年には6月23日、9月22日、12月3日、平成24年には3月6日、6月7日に、いずれも銀座のsun-mi高松で定期的に会合を開いてきたが、その後は随時必要な時に顔を合わせるようになっていく。

5 当委員会は、当初委員長と委員11名の12名体制でスタートしたが、交流団体の数が次々と増えたため平成24年度からは委員長1名、副委員長2名、委員13名の16名体制とし、さらに以下のとおり交流団体ごとに担当委員と委員長代行者を決め、それぞれが責任をもって交流会を行うようにした。

担当会（実施順）	委員（○印は委員長代行）
南甲倶楽部	○行方美彦
中大技術士会	○小関勇二 小林力
中大会計人會	○鈴木和憲 川添丈
行政書士白門会	○林勘市 小野田朋恵
社会保険労務士白門会	○横溝高至 石灰正幸
司法書士白門会	○山崎司平
無任所	出宮甫 鈴木康洋 石渡光一 千葉昭雄 伯母治之

6 いずれの交流会も、まだ緒についたばかりであるが、今後も継続して活動していく必要があると思う。

弁護士にとっては人脈も実力の一つであり、若手弁護士が隣接士業の方々等と知己を得ることはその将来にとって極めて重要であると思う。

このチャンスを提供することは、明日の中大法曹会を担う若手会員に会活動への魅力をもたせ、参加意欲を沸き立たせることにも繋がると考える。

今春3月16日、福岡で開催された中大法曹会の九州・山口大会に坂巻幹事長、石田事務局長と小生が出席し、当委員会の交流活動を報告したところ、中堅、若手会員からは是非当地でも開きたいという声上がり、出席した甲斐があった。

7 末筆ながら、この2年間ひたすらご尽力いただいた委員の皆様と安藤担当副幹事長、小峯担当事務局次長に深く感謝申し上げますとともに、次年度以後の当委員会活動が益々盛んになることを期待して筆を置くこととする。

若手会員活動委員会活動報告



若手会員活動委員会委員長

土井 隆

1 若手会員に対する講演会・懇談会の企画・実施

当委員会では、合計8回にわたり、委員会を開催して若手会員にとって有益と考えられる企画を検討した結果、講演会並びに若手会員間及び若手会員と当委員会委員との交流を図るため、懇親会を開催することとし、次のとおり、3～4か月に1回のペースで合計4回、講演会及び懇親会を実施しました。

第1回 平成24年2月24日

「破産管財事件の醍醐味」

(講師 笠井直人弁護士)

第2回 平成24年6月8日

「裁判員裁判における弁護」

(講師 伊達俊二弁護士)

第3回 平成24年11月13日

「非弁提携のリスクを判定する
チェックポイント」

(講師 山口健一弁護士)

第4回 平成25年2月20日

「離婚・相続事件当の実務における
家事事件手続法の活用術」

(講師 杉井静子弁護士)

若手会員の出席者は、毎回10名から15名ほどで、懇親会では、講師も交え、講演に関する質疑応答及び若手会員の現状等について懇談し、活況でありました。

2 関係諸団体交流委員会との連携による関係諸団体との交流

当委員会は、関係諸団体交流委員会と連携し

て、若手会員に関係諸団体との交流会への参加を呼びかけ、以下に掲げる諸団体との交流を図りました。

(1) 平成23年10月29日、同年11月10日 中央大学技術士会

(2) 平成24年9月13日 中央大学会計人会

(3) 平成24年10月18日 中央大学行政書士会

(4) 平成24年11月12日 中央大学社会保険労務士会

(5) 平成25年2月13日 中央大学司法書士会

この交流会に関する若手会員の関心は高く、多いときには20名ほどが出席し、会場より人が溢れんばかりの盛況でありました。若手会員は、隣接士業との交流にも意欲があり、積極的に情報交換をしていたことが印象的でありました。

3 若手会員の意向と当委員会の役割

若手会員から見て、どのような企画が有益かを模索した2年間でした。若手会員は、概ね業務に直結する企画に対しては参加意欲が高く、また、若手会員間を含め同業者間さらには隣接他士業との情報交換を含めた交流を希求していることを実感しました。

当委員会として、このような若手会員の意向にどこまで応えられたかは分かりませんが、中大法曹の先輩として、有益な情報をできる限り提供し、かつ、不十分ながらも情報を交換することができたと思っています。今後も、若手会員の資質・能力の向上とともに中央大学法曹会とのパイプ作りとしての役割が期待されていると考えます。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長 嘉本益巳

広報委員会の主たる活動は、例年、広報誌であるタブロイド版の「中大法曹ニュース」と冊子版の「中大法曹」を発行することです。平成23年度は本来ならタブロイド版の「中大法曹ニュース」を発行する年だったのですが、この年はちょうど中大法曹会の60周年記念行事が行われる年にあたり、広報誌も冊子版の「中大法曹創立60周年記念誌」を発行することとなりました。

1 創立60周年記念誌発行

創立60周年記念誌は、盛大に行われた60周年記念行事である記念式典の様子を巻頭グラビアで紹介した他、記念式典にご臨席いただいた久野修慈中央大学理事長、福原紀彦中央大学総長・学長、須藤正彦、横田尤孝両最高裁判事等様々の来賓の方々のご祝辞を掲載させていただきました。

特集記事については、10年ごとに発行される記念誌は、中大法曹の礎を築かれた先人の方々の思い出等が中心となっていましたが、編集部で議論した結果、今回は、「ロースクール時代と中大法曹会のあり方」というテーマにすることにしました。これは、50周年から60周年の10年間の法曹会をめぐる最も重要な変化は、ロースクールが開校し、新司法試験が実施され、その修了生・合格者が次々と法曹となっていることであり、これに対応した中大法曹会のあり方を検討するのが、創立60周年記念誌にふさわしいのではないかと考えたからです。

具体的には、奈良道博元中大法曹会幹事長の「ロースクール時代と中大法曹会の役割、中大ロースクールの問題点」と題するご寄稿、橋本基弘中央大学法学部長に「あらたなロールモデルを探して」と題するご寄稿をいただいで掲載したほか、ロースクールで教鞭をとっている会員及びロースクール修了生の会員等を招いて座談会を開きその結果を掲載しました。その他に、ロースクールを修了してあらたに法曹となった会員に寄稿いただいで掲載しました。

同時に、中野新神奈川支部長及び湯川久子福岡支部前支部長からもご寄稿をいただき、中大に対する熱い思いを掲載させていただきました。

2 中大法曹第26号発行

通常号である「中大法曹第26号」については、表紙は法職講座及び学研連等の拠点として平成14年に建設された炎の塔の写真を掲載することにしました。

特集は、今回は特に定めないことにしましたが、志願者が激減するなど曲がり角にきていると言われるロースクール問題及び大量増員のあおりをうけて就職や独立が難しくなっている現状の把握に若干の軸足を置くことにし、椎橋隆幸中央大学大学院法務研究科長にご寄稿いただいたり、若手及び新入会員に報告・感想をいただいで掲載させていただきました。

他方で、平成24年度は、司法試験において、

中央大学法科大学院が平成18年の第1回新司法試験以来となる合格者数1位となる成績をおさめたこともあり、平成24年度及び新司法試験開始からこれまでの司法試験の結果について資料を掲載し、若干の論評を加えさせていただきます。

また、久々に誕生した中央大学出身の日本弁護士連合会会長である山岸憲司先生にご寄稿をいただきました。

最後に会報の編集な不慣れなこともあり、皆様にご迷惑をおかけしたことを

この場を借りてお詫び申し上げます。

中央大学法曹会 平成23年度・24年度事業報告



中央大学法曹会事務局長 石田 茂

中央大学法曹会会則第4条第1項第1号には、本会の正会員は「中央大学学员である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者」とであると定められていますが、当会大阪支部から「中央大学法科大学院を卒業した者は中央大学学员であるか」との問い合わせがあり、中央大学学员会に同会会則上にどのように規定されているかを尋ねたところ、当然の如く「中央大学法科大学院を卒業した者」も学员であるとの回答があり、法科大学院が設置されて以降はそのような規約となっているとのことでありました。

平成24年度は中央大学法科大学院から202名の司法試験合格者が輩出されましたので（法科大学院としては1位でした）、中央大学法曹会の会員数はますます多くなっております。ただし、平成25年度の中央大学法科大学院の入学者数は204名で、これは、いわゆる司法試験合格者の就職難もあり、平成22年には合格者を3000名とする閣議決定が撤回されたことも影響があると思われ、志願者数が減少していることによるとのことでした。

中央大学法曹会の目的は、①会員相互の親睦を図ること、②中央大学の興隆と③司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することとあります。

民間企業でも50年間営業を継続していれば、規模の大きさにかかわらず、一流であるといわれておりますが、当会は、上記目的を旨として昭和26年6月に誕生したとのことでありますので、平成23年に創立60周年記念事業を開催させていただきました。記念行事実行委員会の委員

長には大高満範先生、同代りに石渡光一先生、接待部会長に大谷隼夫先生、式典部会長に林勘市先生、祝宴部会長に横溝高至先生、財務部会長に千賀修一先生、記念特集号編集部会長に嘉本益巳先生、総務部会長に水津正臣先生にそれぞれなっていました。会員各位から賛助会費として10,325,000円をいただき、大変にありがとうございました。

記念行事の中核である創立60周年記念式典、祝賀会を平成23年11月21日に東京會館において開催させていただき、ご来賓を含め178名のご参加をいただき、いずれも盛大なものとなりました。特に中央大学が誇るべき最高裁判事の須藤正彦判事、横田尤孝判事にご臨席いただき、ご挨拶をいただきましたことは名誉なことでありました。詳しくは、中大法曹No25をご覧くださいいただければと存じます。

次に各委員会の活動であります。関係諸団体交流委員会は、南甲倶楽部、中大技術士会等との勉強会や交流会を頻繁に開催し、若手会員活動委員会は講演会や懇親会を開催し、進路指導対策委員会は就職先の照会や履歴書作成方法などの指導を行い、大学問題委員会は中央大学法学部について橋本基弘法学部長にご講演をいただくなどしました。

平成23年度・24年度の事業の概要は以上のとおりであります。

中央大学法曹会平成23年度・24年度開催行事報告書

自 平成23年6月1日
至 平成25年5月31日

中央大学法曹会事務局

平成23年	
5月18日	法科大学院での就職ガイダンスの実施 講師：加戸茂樹弁護士（進路指導対策委員会）
5月26日	南甲倶楽部定時総会・懇親会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
6月3日	中央大学学員体育会総会懇親会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
6月9日	平成23年度第1回執行部会
6月14日	平成23年度第1回進路指導対策委員会
6月23日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
6月29日	新・旧執行部会引継会・各種委員会委員長会
7月5日	平成23年度第2回執行部会
7月8日	中大比較法研究所との懇親会
7月15日	平成23年度第2回進路指導対策委員会
7月19日	平成23年度第1回関係諸団体交流委員会
7月21日	中大技術士会との交流会（関係諸団体交流委員会）
8月1日	第1回60周年記念行事実行委員会
8月2日	平成23年度第1回常任幹事会・幹事会・懇親会
8月24日	平成23年度第3回進路指導対策委員会
8月25日	平成23年度第3回執行部会
8月26日	第2回60周年記念行事実行委員会
9月9日	中大技術士会との交流会（関係諸団体交流委員会）

9月12日	平成23年度第2回関係諸団体交流委員会
9月22日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
9月27日	平成23年度第1回大学問題委員会
9月29日	平成23年度第4回進路指導対策委員会
10月4日	平成23年度第1回若手会員活動委員会
10月5日	平成23年度第4回執行部会 第3回60周年記念行事実行委員会
10月13日	第4回60周年記念行事実行委員会
10月19日	平成23年度第1回広報委員会
10月24日	平成23年第2回大学問題委員会
10月28日	新司法試験合格者（中央大学法科大学院卒業生） 祝賀会を中央大学法科大学院と共催で実施 平成23年度第5回進路指導対策委員会 第5回60周年記念行事実行委員会
10月29日	中大技術士会総会・懇親会（坂巻幹事長・石田事務局長、関係諸団体交流委員会、若手会員活動委員会）
11月2日	中央大学法学部生を対象とした法廷傍聴実施（法職教育検討委員会） 平成23年度第5回執行部会 平成23年度第3回関係諸団体交流委員会
11月10日	中大技術士会との若手交流会（若手会員活動委員会）
11月14日	平成23年度第2回広報委員会
11月15日	第6回60周年記念行事実行委員会

事業報告

11月16日	平成23年度第2回若手会員活動委員会
11月21日	中大法曹会60周年記念式典・祝賀会
11月26日	第87回日本学生選手権水泳競技大会優勝祝賀会(安藤副幹事長出席)
11月28日	平成23年度第3回大学問題委員会
11月29日	平成23年度第6回進路指導対策委員会 平成23年度第3回広報委員会
12月7日	中大法科大学院研究科長らと面談・協議(進路指導対策委員会)
12月13日	南甲倶楽部との交流会(関係諸団体交流委員会)
12月16日	中央大学学員体育会忘年会(坂巻幹事長、石田事務局長出席)
12月19日	平成23年度第4回大学問題委員会 平成23年度第4回広報委員会
12月20日	平成23年度第6回執行部会 平成23年度第7回進路指導対策委員会
平成24年	
1月18日	平成23年度第4回関係諸団体交流委員会
1月19日	平成23年度第7回執行部会
1月23日	平成23年度第5回広報委員会
1月26日	平成23年度第2回常任幹事会・幹事会・懇親会
1月27日	平成23年度第8回進路指導対策委員会
1月28日	中大法学部合同懇親会(坂巻幹事長、石田事務局長出席)
2月13日	平成23年度第5回大学問題委員会
2月14日	第7回60周年記念行事実行委員会
2月16日	平成23年度第8回執行部会

2月24日	若手会員向け講演会(若手会員活動委員会) 講師: 笠井直人先生(第二東京弁護士会) 「破産管財事件の醍醐味」
2月27日	平成23年度第9回進路指導対策委員会 平成23年第5回広報委員会
2月28日	平成23年度第3回若手会員活動委員会
3月6日	南甲倶楽部との交流会(関係諸団体交流委員会)
3月14日	平成23年度第9回執行部会
3月23日	CHUO卒業パーティー2012(坂巻幹事長、石田事務局長出席) 平成23年度第6回大学問題委員会
3月24日	中央大学法科大学院 終了式(坂巻幹事長出席)
3月27日	平成23年度第10回進路指導対策委員会
4月1日	中央大学法科大学院入学式(坂巻幹事長出席)
4月4日	中央大学法科大学院2012年前期オリエンテーションで実務家講演 講師: 加戸茂樹先生(進路指導対策委員会) 「法曹という仕事に就くために—中大法曹会の取り組み—」 講師: 若江健雄先生(進路指導対策委員会委員長) 「法テラスの弁護士とは—その実像と魅力—」
4月6日	平成24年度第1回執行部会
4月10日	平成23年度第5回関係諸団体交流委員会
4月24日	平成23年度第11回進路指導対策委員会

4月26日	平成23年度第7回大学問題委員会
4月27日	平成23年度第4回若手会員活動委員会
5月2日	平成24年度第2回執行部会
5月10日	平成24年第1回大学問題委員会
5月17日	平成23年度第3回常任幹事会・幹事会・平成24年度定時総会、叙勲受章者及び栄進者披露祝賀会
5月22日	国会白門会支部総会
5月24日	南甲倶楽部定時総会・懇親会
5月26日	中大技術士会総会 中大少林寺拳法部創立50周年記念式典
5月29日	平成24年度第1回進路指導対策委員会
5月30日	平成23年度第6回関係諸団体交流委員会
6月2日	中央大学学員体育会総会懇親会
6月7日	南甲倶楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
6月8日	若手向け講演会（若手会員活動委員会） 講師：伊達俊二先生（第二東京弁護士会） 「裁判員裁判における弁護」
6月11日	平成24年度第2回大学問題委員会
6月14日	平成24年度第3回執行部会
6月26日	平成24年度第2回進路指導対策委員会
7月5日	平成24年第4回執行部会
7月12日	平成24年度第3回大学問題委員会
7月21日	中央大学陸上競技部ロンドンオリンピック出場激励会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）

7月24日	大学問題委員会拡大委員会 中大学員会4団体交流会（中大法曹会、国会白門会、南甲倶楽部、体育会）（石田事務局長他3名出席） 中央大学橋本法学部長に質疑応答
7月27日	平成24年度第3回進路指導対策委員会
8月3日	平成24年度第1回常任幹事会・幹事会及び懇親会 講師：岸本有正先生（東京弁護士会） 「東日本大震災とADR」
8月11日	中大技術士会研究会（関係諸団体交流委員会）
8月28日	平成24年度第5回執行部会
9月4日	平成24年度第4回進路指導対策委員会
9月5日	平成24年度第3回関係諸団体交流委員会
9月12日	平成24年度第4回大学問題委員会
9月27日	平成24年第6回執行部会
9月28日	ロンドンオリンピック・パラリンピック報告祝賀懇親会（坂巻幹事長、石田事務局長出席）
10月2日	平成24年度第5回進路指導対策委員会
10月4日	中大技術士会との交歓会（関係諸団体交流委員会）
10月9日	平成24年度第1回若手会員活動委員会
10月11日	平成24年度第5回大学問題委員会
10月18日	ホームカミングデー（会員による無料法律相談を実施） 中大行政書士会との交流会（関係諸団体交流委員会）
10月22日	平成24年度第4回関係諸団体交流委員会
10月23日	平成24年第7回執行部会

事業報告

10月25日	南甲倶楽部懇親会
10月26日	司法試験合格者祝賀会（中央大学法科大学院主催。坂巻幹事長、石田事務局長出席）
10月31日	中央大学法学部生を対象とした法廷傍聴実施（法職教育検討委員会）
11月2日	司法試験合格者祝賀会（中央大学主催。坂巻幹事長、石田事務局長出席）
11月10日	中大日本比較法研究所フォーラム（坂巻幹事長出席）
11月12日	中大社労士会との交流会（坂巻幹事長・石田事務局長、関係諸団体交流委員会から数名出席）
11月13日	若手会員向け講演会（若手会員活動委員会 講師：山口健一先生（第二東京弁護士会） 「非弁提携のリスクを判定するチェックポイント」
11月15日	平成24年度第8回執行部会 平成24年度第6回大学問題委員会 平成24年度第2回若手会員活動委員会
11月25日	中大水泳部祝勝会
11月27日	出版白門会（電子書籍セミナー）
12月8日	中大体育会忘年会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
12月8日	中大社労士会忘年会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
12月14日	平成24年度第9回執行部会
平成25年	
1月10日	平成24年度第10回執行部会
1月28日	南甲60周年記念大会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
1月16日	平成24年度第5回関係諸団体交流委員会

1月18日	第3回常任幹事会・幹事会・新人会員歓迎会・懇親会
1月26日	中大法学部合同懇親会
1月28日	南甲60周年記念大会（坂巻幹事長・石田事務局長、石渡先生、大谷先生出席）
1月28日	南甲60周年記念大会（坂巻幹事長、副幹事長3名、事務局長および大谷先生出席）
2月13日	平成24年度第11回執行部会
3月13日	平成24年度第12回執行部会
3月15日	中大学生奨励賞合同授与式（法曹会賞1名授与。坂巻幹事長・石田事務局長出席）
3月16日	中大法曹九州・山口大会（福岡大会）（坂巻幹事長・石田事務局長及び大谷先生出席）
3月18日	中央大学体育会祝勝会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
3月23日	中央大学卒業パーティー（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
3月24日	中央大学法科大学院修了式・祝賀パーティー（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
4月6日	中央大学法科大学院入学式・懇談会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
4月10日	平成24年度第13回執行部会
5月8日	平成24年度第14回執行部会
5月20日	南甲倶楽部平成25年定時総会懇親会（坂巻幹事長・石田事務局長出席）
5月24日	平成24年度第4回常任幹事会・幹事会、平成25年度定時総会、叙勲受章者・栄進者祝賀懇親会

中央大学学員会会則

(名称)

第1条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 7人以上10人以内
- 三 常任幹事 20人以上25人以内
- 四 幹事 80人以上100人以内
- 五 会計監事 4人又は5人
- 六 協議員 700人以上800人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第1項に定める

数の制限を受けない。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前2項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。

(役員職務権限)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。





4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第13条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第15条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員100人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前3項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第16条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第17条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第18条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第19条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第20条 第3条第1号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第21条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第22条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第23条 会費は、3万円とし、第4条により学員と

なったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第24条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第26条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第27条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項及び第2項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第28条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を

完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

(昭和58年3月12日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。



中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17、改正昭55・5・27、平成2・5・16、平3・5・23、平10・5・14、平11・5・13、平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学
学員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法
人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆
と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与す
ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申す
ること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

- 一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法
律学を教授している講師以上の者。
- 二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び
司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に
賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任
幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会する
ことができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事
会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 幹事長 1名
- 二 副幹事長 13名
- 三 常任幹事 100名以内
- 四 幹事 1000名以内
- 五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任す
る。但し、幹事は別に定める規程により選出した
候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹
事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者
の中から選任する。

第7条 役員任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員
の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱
する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長
の諮問に應ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出
席し、意見を述べるができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中
央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あ
るときは予め定めた順序によりその職務を代行す
る。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任
幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会
及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、
毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時総会を招集
することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程
により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招
集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副
議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議
に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決す
る。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集により
これを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受
けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上
重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監
事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会
の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。



- 一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より125名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より
20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より
400名以内

- 1 関東支部(仮称) 若干名
- 2 関西(近畿)支部(仮称) 若干名
- 3 中部支部(仮称) 若干名
- 4 中国支部(仮称) 若干名
- 5 九州支部(仮称) 若干名
- 6 東北支部(仮称) 若干名
- 7 北海道支部(仮称) 若干名
- 8 四国支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎

に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を



上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表することが出来る。

第5条 会員が受勲し又は榮進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学金」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更

があったとき

- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき
(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき

二 退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

四 除籍となったとき

五 最終学年にある学生にあっては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかったとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほ



か、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準
(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 東京弁護士会ブロック | 4 名 |
| 2. 第一東京弁護士会ブロック | 2 名 |
| 3. 第二東京弁護士会ブロック | 2 名 |
| 6. 裁判所、公証人ブロック | 1 名 |
| 7. 検察庁、公証人ブロック | 1 名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じて副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1. 中央大学法曹会推薦の
中央大学法職講座運営委員会委員 | 2名以内 |
| 2. 中央大学法曹会推薦の
中央大学司法特設講座担当講師 | 6名以内 |
| 3. 東京弁護士会ブロック | 8名以内 |
| 4. 第一東京弁護士会ブロック | 4名以内 |
| 5. 第二東京弁護士会ブロック | 4名以内 |
| 6. 裁判所ブロック | 2名以内 |
| 7. 検察庁 | 2名以内 |

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、向条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規程は、平成6年12月9日から施行する。



中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 1、中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 若干名
- 2、東京弁護士会ブロック 24名以内
- 3、第一東京弁護士会ブロック 11名以内
- 4、第二東京弁護士会ブロック 11名以内
- 5、裁判所ブロック 2名以内
- 6、検察庁、公証人ブロック 2名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

いう。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、~~本会幹事会において選任する。~~

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学生会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、~~本会幹事会において選任する。~~

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 1 東京弁護士会ブロック | 30名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 4 裁判所ブロック | 6名以内 |
| 5 検察庁ブロック | 6名以内 |
| 6 地方支部ブロック | 20名以内 |
| 7 本会幹事長が指名する者 | 6名以内 |

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設置並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。



中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

(設置)

第1条 本会に、機構改革実行特別委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若

干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

本規則は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成13年12月4日制定)

第1条 正副委員長は任期3年とする。

第2条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は3年とする。

第3条 期別責任者は3年毎に見直すものとする。

第4条 委員長は、少なくとも3ヶ月に1回委員会を招集する。

委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第5条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも2ヶ月に1度文書を以って報告しなければならない。

第6条 委員会は平成24年3月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

(設置)

第1条 本会に、テミスを育む会運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の

学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。(委員会)

第6条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第7条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

(基金の徴収)

第8条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を募ることができる。

(幹事長等の出席)

第9条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学生会と連携して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- 1 東京弁護士会ブロック 30名以内
- 2 第一東京弁護士会ブロック 16名以内

3 第二東京弁護士会ブロック 16名以内

4 裁判所ブロック 6名以内

5 検察庁ブロック 6名以内

6 地方支部ブロック 20名以内

7 本会幹事長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指



名する。

付 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

中央大学法曹会関係諸団体交流委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）に
関係諸団体交流委員会（以下「委員会」という。）
を置く。

(目的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を
図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の
会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、
実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会に
おいて選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及
び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あ
るときは、その職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない
事項については、委員会で細則を定めることが
できる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）に
若手会員活動委員会（以下「委員会」という。）
を置く。

(目的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画を
し、その実行に取り組み、もって若手会員の活動
及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月
1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹
をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会に
おいて選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任
を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及
び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あ
るときは、その職務を代行する。

(細則)

第7条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない
事項については、委員会で細則を定めることが
できる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成23・24年度)

幹事長	坂 卷 國 男 (東弁)	事務局次長	岸 本 有 巨 (東弁)
副幹事長	安 藤 良 一 (東弁)	事務局次長	小 峯 健 介 (東弁)
副幹事長	田 中 茂 (一弁)	事務局次長	中 井 淳 (一弁)
副幹事長	行 方 美 彦 (二弁)	事務局次長	渡 辺 一 成 (一弁)
副幹事長	須 藤 典 明 (裁判所)	事務局次長	松 田 啓 (二弁)
副幹事長	中 澤 康 夫 (検察庁)	事務局次長	小 笹 勝 章 (二弁)
事務局長	石 田 茂 (東弁)	事務局次長	上 拂 大 作 (裁判所)
事務局次長	藤 原 力 (東弁)	事務局次長	鳥 田 健 一 (検察庁)
事務局次長	水 庫 正 裕 (東弁)		

中央大学法曹会役員名簿 (平成23・24年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東京弁護士会 (4名)

小 池 金 市 安 原 正 之
瀧 澤 國 雄 大 高 満 範

第一東京弁護士会 (4名)

信 部 高 雄 柳 澤 義 信
松 家 里 明 奈 良 道 博

第二東京弁護士会 (6名)

松 井 宣 野 宮 利 雄
田 宮 甫 小 野 道 久
鈴 木 誠 千 葉 昭 雄

(2) 参与

東京弁護士会 (6名)

奥 原 喜三郎 木 川 統一郎
笹 原 桂 輔 鈴 木 秀 雄
深 澤 武 久 藤 井 光 春

第一東京弁護士会 (2名)

竹 村 照 雄 依 田 敬 一郎

第二東京弁護士会 (1名)

村 山 芳 朗

2. 幹事

東京弁護士会 (245名)

秋 元 修 二 我 妻 真 典
阿 南 三千子 阿 部 鋼

阿 部 正 博 雨 宮 眞 也
新 井 清 志 荒 井 清 壽
荒 井 洋 一 有 馬 幸 夫
安 藤 貞 一 ○安 藤 良 一
伊 井 和 彦 飯 塚 孝
○飯 沼 允 光 五十嵐 二 葉
石 井 芳 光 石 川 秀 樹
○石 田 茂 石 葉 泰 久
○石 灰 正 幸 ○石 渡 光 一
市 川 照 己 井 手 慶 雄
伊 藤 茂 昭 伊 藤 孝 正
伊 藤 ま ゆ 伊 東 正 夫
○稲 田 寛 井 上 章 夫
井 上 勝 義 井 上 聡
岩 井 重 一 上 野 廣 元
植 松 功 宇 佐 見 方 宏
宇 田 川 濱 江 内 野 絳 一郎
内 丸 義 昭 ○伯 母 治 之
海 野 秀 樹 榎 本 逸 郎
榎 本 峰 夫 海 老 原 寛
遠 藤 晃 及 川 昭 二
大 澤 一 正 大 澤 成 美
○太 田 治 夫 太 田 秀 夫
大 川 實 一 ○大 谷 隼 夫
大 塚 一 夫 大 辻 正 寛
大 西 清 大 森 八 十
小 川 信 明 奥 野 善 彦
大 澤 治 夫 小 名 弦
小 名 雄 一郎 小 野 紘 一



彦武郎 男 夫 雄 昭 勝 夫 保 秀 郎 子 司 彦 敏 一 彦 守 雄 幸 也 人 力 夫 之 機 司 人 信 人 徹 豐 信 任 三 郎 司 哲 子 剛 將 夫 徹 次
 良宗 健 太 政 真 辰 貴 義 茂 博 生 茂 八 玲 榮 明 和 幸 孝 史 雅 和 眞 岩 英 英 敬 光 正 公 太 英 憲 八 剛 敬 輝
 田藥 村 口 坂 藤 島 根 野 村 村 松 込 瓶 本 戸 成 野 松 井 原 野 嶋 山 口 羽 上 田 島 田 田 岸 崎 田 本 川 澤 野 田
 地 千 堤 津 寺 天 內 中 中 中 中 中 中 永 西 二 橋 八 羽 林 平 平 藤 藤 堀 牧 松 圓 溝 源 三 村 村 本 森 森 矢 山 山 山 湯 吉 吉 脇
 估 雄 豊 一 弘 雄 人 郎 夫 夫 郎 紹 二 男 登 博 俊 弘 彦 次 大 子 夫 德 実 夫 一 次 裕 文 幸 夫 裕 子 男 徹 夫 誠 博 昭 之 平 之 郎 吉 義
 憲 淳 一 温 真 一 秀 導 治 浩 裕 忠 經 和 武 邦 榮 曉 辰 義 辰 勝 泰 正 喜 裕 昭 山 和 清 俊 義 昌 弘 幸 大 光
 氏 葉 越 井 村 坂 石 陳 井 村 村 山 稚 林 口 川 部 場 野 松 家 村 戸 合 崎 本 庫 口 口 上 田 田 瀬 岡 吹 口 田 地 本 川 田 原 引
 高 千 塚 堤 寺 寺 登 永 中 長 中 中 中 中 中 繩 西 野 長 服 馬 平 平 福 藤 船 堀 堀 松 松 水 溝 宮 村 村 村 百 森 安 矢 山 山 山 山 山 好 吉 吉 綿
 平 美 寛 孝 雄 郎 則 夫 夫 治 定 光 力 健 義 幸 彦 夫 彦 正 浩 勲 孝 行 俊 男 勝 行 一 男 次 明 臣 宏 洋 彦 雄 志 生 郎 夫 雄 則 幸 三 雄
 幸 克 義 孝 威 勝 重 一 健 康 利 忠 英 哲 乃 明 秀 喜 智 敏 正 隆 義 剛 秀 種 正 正 信 康 正 德 博 峯 俊 一 崇 義 信 紘 英
 法 原 日 野 井 谷 勝 村 下 村 野 林 川 保 岩 井 林 林 山 藤 木 瀬 藤 藤 賀 倉 田 井 津 谷 木 藤 口 澤 田 城 崎 橋 內 崎 中 中
 海 笠 春 勝 金 神 川 菅 北 木 木 久 小 草 楠 久 黒 厚 小 小 小 近 佐 佐 佐 志 実 島 白 水 菅 野 鈴 須 関 芹 園 高 高 高 竹 田 田 田
 夫 七 男 広 文 男 夫 司 巖 義 介 隆 二 介 志 典 介 博 治 明 治 子 稔 男 義 八 夫 喜 史 徹 一 志 泰 志 司 貢 徹 博 賀 子 雄 一 信 雄 三 夫
 辰 清 秀 義 宗 恭 忠 仁 久 晋 美 勇 健 博 克 大 雅 政 信 元 恵 國 雅 正 眞 む 淡 修 紀 道 隆 修 正 多 昌 國 圭 孝 良 敏
 田 見 谷 岡 東 澤 井 瀬 口 村 村 関 峯 本 田 須 賀 林 林 笛 野 卷 浪 藤 藤 藤 田 澤 田 水 石 沼 木 木 川 口 田 石 木 谷 橋 原 堰 中
 山 賀 谷 岡 東 澤 井 瀬 口 村 村 関 峯 本 田 須 賀 林 林 笛 野 卷 浪 藤 藤 藤 田 澤 田 水 石 沼 木 木 川 口 田 石 木 谷 橋 原 堰 中
 小 加 柏 片 河 金 龟 川 岸 木 木 木 小 小 楠 國 倉 黒 古 小 小 古 紺 坂 笹 佐 佐 真 志 島 清 白 菅 鈴 鈴 瀬 関 曾 高 高 高 高 竹 田 田



鈴木雅芳 滝田裕
 竹上英夫 竹下慎一
 田代則春 ○田瀬英敏
 多田武 田中宏樹
 田中美登里 田宮直武
 ○伊達俊二 戸谷武雅
 辻居幸一 ○栃木敏明
 ○土井富司 鳥飼重和
 友部ルネ 中川隆博
 奈良克博 ○中村鐵五郎
 中吉章一郎 柳樂見秀
 森一 郎 行方美彦
 西川忠良 西本邦男
 ○根岸清一 羽尾芳樹
 ○原誠修 播磨源二
 ○平賀修 藤原真由美
 古屋亀鶴 堀内幸夫
 榎枝一臣 ○増田徑子

松井るり子 松田啓
 松田政行 丸山輝久
 三木茂 宮山雅行
 村上智裕 村重慶一
 村野守義 森誠一
 諸永芳春 安井桂之介
 ○柳澤泰 山内久光
 山岡義明 ○山崎司平
 山下清兵衛 ○山田明文
 山田忠男 山本和敏
 山本純一 雪下伸松
 横井弘明 吉岡讓治
 吉田和夫 ○吉野純一郎
 萬幸男 脇坂治國

3. 会計・監事

山下清兵衛 大山圭介
 (二弁) (一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿 (平成23・24年度)

1. 人事委員会

委員長 (二弁) 千葉 昭雄
 委員 (東弁) 石渡 光一 稲田 寛
 大高 満範 久木野利光
 (一弁) 松家 里明 奈良 道博
 (二弁) 田宮 甫 村山 芳朗
 担当 幹事長 坂巻 國男
 担当 事務局長 石田 茂

2. 広報委員会

委員長 (二弁) 嘉本 益巳
 委員 (東弁) 牧野 英之 圓山 司
 好川 弘之 吉田幸一郎
 (一弁) 川崎 直人 福吉 實
 (二弁) 尾崎 毅 平賀 修
 奥野 大作
 担当 副幹事長 行方 美彦
 担当 事務局次長 松田 啓

3. 会則検討委員会

委員長 (一弁) 寺本 吉男
 委員 (東弁) 植松 功 小関 勇二
 菅 重夫 高橋 秀一

中根 茂夫
 (一弁) 元木 徹 八木 清文
 (二弁) 新井 嘉昭 宮山 雅行
 根岸 清一
 担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 渡辺 一成

4. 法職教育検討委員会

委員長 (一弁) 宮崎万壽夫
 委員 (東弁) 阿部 鋼 厚井乃武夫
 石井 芳光 小林 信明
 曾田 多賀 寺村 温雄
 溝口 敬人 森田 憲右
 安田 隆彦 湯川 將
 (一弁) 熊谷 明彦 福田 純一
 矢部 耕三
 (二弁) 田中 宏 鍛冶美奈登
 担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 中井 淳

5. 大学問題委員会

委員長 (東弁) 石渡 光一
 委員 (東弁) 稲田 寛 太田 治夫

大高 満範 大谷 隼夫
 金澤 恭男 岸 巖
 久木野利光 小林 信明
 白井 正明 鈴木 康洋
 瀬川 徹 田中 敏三
 中島 義勝 福家 辰夫
 堀合 辰夫 安原 正之
 山岸 憲司
 (一弁) 深澤 守 萩原 静夫
 安西 愈 丹羽 健介
 (二弁) 伊達 俊二 尾崎 毅
 担当 幹事長 坂巻 剛男
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局長 石田 茂
 担当 事務局次長 藤原 力

6. 機構改革実行委員会

委員長(東弁) 山岸 憲司
 委員(東弁) 飯沼 允 太田 治夫
 白井 典子 水津 正臣
 鈴木 康洋 高石 昌子
 森 徹 森田 憲右
 (一弁) 神部 範生 小口 隆夫
 竹川 忠芳 山本 隆幸
 (二弁) 宮山 雅行 友部 富司
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局次長 藤原 力

7. 募金実行委員会

委員長(一弁) 萩原 静夫
 委員(東弁) 佐藤 勝 水津 正臣
 中島 義勝 長谷川武弘
 森田 憲右
 (一弁) 鈴江 辰男 林 勘市
 (二弁) 中村鉄五郎 根岸 浩一
 担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 中井 淳

8. 進路指導対策委員会

委員長(一弁) 若江 健雄
 委員(東弁) 阿部 鋼 石灰 正幸
 石橋 克郎 大山 雄健
 佐藤 雅彦 内藤 貴昭
 松村 卓治 松山 憲秀
 森 徹 山本 昌平
 (一弁) 秋定 和宏 池田 友子

大川 隆之 金澤 賢一
 村上 智裕
 (二弁) 渥美央二郎 小川 恵司
 加戸 茂樹 亀井 真紀
 河野 浩 田中 宏
 (東京三会以外の弁護士会)
 阿部 泰典(横浜)
 入江 寛(大阪)
 内田 喜久(広島)
 梅田 欣一(静岡県沼津支部)
 遠藤 大助(福島県郡山支部)
 岡崎 信介(福岡県)
 串田 正克(愛知県)
 佐々木泉顕(札幌)
 塩澄 哲也(福岡県久留米支部)
 塩見 渉(愛知県)
 千葉 達朗(仙台)
 藤本 邦人(四国支部香川県)
 星野 徹(新潟県長岡支部)

担当 副幹事長 田中 茂
 担当 事務局次長 渡辺 一成

9. 関係諸団体交流委員会

委員長(東弁) 大谷 隼夫
 委員(東弁) 石渡 光一 伯母 浩之
 小関 勇二 鈴木 康洋
 (一弁) 横溝 高至 林 勘市
 鈴木 和憲 川添 丈
 (二弁) 田宮 甫 千葉 昭雄
 山崎 司平
 担当 副幹事長 安藤 良一
 担当 事務局次長 小峯 健介

10. 若手会員活動委員会

委員長(二弁) 土井 隆
 委員(東弁) 藍澤 幸弘 阿部 鋼
 飯塚 卓也 井上 朗
 岡内 真哉 永井愛衣子
 小林 力 宮口 裕幸
 (一弁) 大山 圭介 樋口 收
 五来久美子 片桐 武
 (二弁) 田瀬 英敏 成 豪哲
 舟木 健
 担当 副幹事長 行方 美彦
 担当 事務局次長 小笹 勝章

編集後記

昨年、「中大法曹60周年記念誌」をやっとの思いで発行してホッと一息ついていたら、もう今年の会報を発行する時期に来てしまいました。

今回の「中大法曹」は、昨年に続いて冊子版での発行です。2年続けて冊子版を発行しなければならない年にあたってしまったことを嘆きながら編集作業を行いました。比較的早くから編集会議を開いて準備をはじめたにもかかわらず、実際の始動は遅れに遅れ、またもやぎりぎりになってしまいました。昨年で懲りたはずなのにまた同じことを繰り返してしまい、つくづく学習能力のなさを実感した次第です。

例年「中大法曹」には、何らかのテーマを決めて特集記事を組んでおり、昨年は「ロースクール時代と中大法曹のあり方」というテーマで特集を組みましたが、今年はあえてテーマは定めませんでした。ただ、志願者が激減して、その将来が心配されているロースクール問題、若手弁護士の独立問題には若干重点を置く形をとりました。しかし、やはり、少しとりとめのない会報になってしまったのではないかと反省しているところです。

また、平成24年度の司法試験は、平成18年の最初の新司法試験以来久々に中央大学法科大学院が合格者数1位となりました。これはたいへん嬉しいニュースであり、その詳細を掲載し快挙をたたえました。同時に、合格率の低いロースクールの統廃合が検討され、ロースクール間での生き残り競争が厳しさを増していることから、平成18年からの全ロースクールの合格者数、合格率を纏めてみることにしました。そうすると、当初は一定の合格率をあげていたもののどんどん下がっていき、今や10パーセント以下の合格率しか出せなくなっているロースクールが多数あり、しかもそれが固定してしまっていることが鮮明にわかりました。かたや、予想通り予備試験合格者の合格率が1位となり、合格者数でも10位に入りました。ロースクールについては抜本的な解決策を講ずる時期に来ていることは確かなようです。

本文でもふれさせていただきましたが、中央大学法科大学院の司法試験合格者のうち中央大学出身者が占める割合は4分の1に過ぎません。従って、これから中大法曹会における他大学出身者の占める割合がどんどん増えていき、逆転することもそう遠い将来の話ではないかも知れません。そうなるまで維持してきた中大法曹会の運営方法は変化を余儀なくされるかもしれません。

ただ、他の大学にも法曹会はありますが、中央大学において法曹会は学内におけるプレゼンスが非常に高い伝統ある団体です。新時代を迎え、この伝統とプレゼンスを維持しながら、具体的にどのように運営方法をとっていかは今後の重要な検討課題となってくると思います。

最後に、たいへんお忙しいところご寄稿をいただいた先生方、去年に引き続き入稿が遅れた上に記事の差し替え等のわがままを言ってご迷惑をおかけした高千穂印刷所様、たよりない編集長でご心配をおかけした執行部及び編集部の皆様に、お詫びと御礼を申し上げます。

(広報委員長 嘉本 益巳)

中大法曹 第26号

平成25年5月20日 印刷
平成25年5月24日 発行
(非売品)

発行人 坂 卷 國 男
編集人 嘉 本 益 巳
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原 2-20-10
電話 03-3956-6550 (代)



NO.26 2013.5

中大法律